

# 点検・評価報告書

2016(平成 28)年度

国際仏教学大学院大学



# 目 次

## 目次

序章.....	1
はじめに.....	1
第1節 自己点検・評価における大学の姿勢.....	1
第2節 前回の認証評価以降の改善措置.....	1
第1章 理念・目的.....	5
第1節 現状の説明.....	5
第2節 点検・評価.....	7
第3節 将来に向けた発展方策.....	7
第4節 根拠資料.....	8
第2章 教育研究組織.....	9
第1節 現状の説明.....	9
第2節 点検・評価.....	10
第3節 将来に向けた発展方策.....	10
第4節 根拠資料.....	11
第3章 教員・教員組織.....	12
第1節 現状の説明.....	12
第2節 点検・評価.....	15
第3節 将来に向けた発展方策.....	15
第4節 根拠資料.....	15
第4章 教育内容・方法・成果.....	17
4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針.....	17
第1節 現状の説明.....	17
第2節 点検・評価.....	19
第3節 将来に向けた発展方策.....	19
第4節 根拠資料.....	19
4-2 教育課程・教育内容.....	20
第1節 現状の説明.....	20
第2節 点検・評価.....	21
第3節 将来に向けた発展方策.....	22
第4節 根拠資料.....	22
4-3 教育方法.....	23
第1節 現状の説明.....	23
第2節 点検・評価.....	25
第3節 将来に向けての発展方策.....	25
第4節 根拠資料.....	25
4-4 成果.....	26
第1節 現状の説明.....	26
第2節 点検・評価.....	27

第3節 将来に向けての発展方策.....	28
第4節 根拠資料.....	28
第5章 学生の受け入れ.....	29
第1節 現状の説明.....	29
第2節 点検・評価.....	32
第3節 将来に向けての発展方策.....	32
第4節 根拠資料.....	32
第6章 学生支援.....	33
第1節 現状の説明.....	33
第2節 点検・評価.....	39
第3節 将来に向けての発展方策.....	39
第4節 根拠資料.....	39
第7章 教育研究等環境.....	41
第1節 現状の説明.....	41
第2節 点検・評価.....	49
第3節 将来に向けての発展方策.....	49
第4節 根拠資料.....	49
第8章 社会連携・社会貢献.....	51
第1節 現状の説明.....	51
第2節 点検・評価.....	57
第3節 将来に向けての発展方策.....	58
第4節 根拠資料.....	58
第9章 管理運営・財務.....	59
9-1 管理運営.....	59
第1節 現状の説明.....	59
第2節 点検・評価.....	61
第3節 将来に向けた発展方策.....	62
第4節 根拠資料.....	62
9-2 財務.....	63
第1節 現状の説明.....	63
第2節 点検・評価.....	63
第3節 将来に向けた発展方策.....	64
第4節 根拠資料.....	64
第10章 内部質保証.....	65
第1節 現状の説明.....	65
第2節 点検・評価.....	69
第3節 将来に向けた発展方策.....	70
第4節 根拠資料.....	70
終章.....	72



## 序章

### はじめに

本年 2016（平成 28）年 4 月、国際仏教学大学院大学は開学二十周年を迎えた。本学は、日本においても、世界においても極めて稀な仏教学に特化した大学院大学として設立された。その設立の趣旨は、仏教学を推進して人類文化の進展に貢献するとともに、仏教という普遍宗教の一つが、今日の世界の平和問題や環境問題という難問に対する解決の糸口を提供できるという確信に基づき、仏教研究の成果を教育にフィードバックして研究者の養成と、世界的に活躍できる人材を養成しようとするものであった。

その歩みはまもなく四半世紀を迎えんとし、現在、着実な成果を積み重ねている途上であるが、その過程で大学の組織や規則などの外郭的部分が整えられるにつれ、それに対応して教育・研究内容の核心部分もより明確化してきたといえよう。その重要な契機となったのが、大学の点検・評価システムの採用であった。本学にとって外側からの変化が内的資質の多様化を促したといえることができるであろう。

### 第 1 節 自己点検・評価における大学の姿勢

本学は自己点検・評価を実施するために大学基準協会に入会し、2001（平成 13）年 6 月 1 日に学則第 1 条の 2 第 2 項に基づいて「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」を設け、自己点検・評価委員会を設置して、2002（平成 14）年に第 1 次自己点検・評価を実施した。同規程の第 5 条には「自己点検・評価は、5 年を周期として実施する。」として、5 年ごとの実施期間を定めた。それ以降 2009（平成 21）年に第 2 次自己点検・評価を実施し、2010（平成 22）年 1 月 29 日付けで「点検・評価報告書」を大学基準協会へ提出し、認証評価を申請した。同協会から、翌 2011（平成 23）年にこの受審に対する評価として、2018（平成 30）年 3 月 31 日までの認定期間で「大学基準に適合している」との評価を受けた。この認証評価には教育研究に関して長所の指摘があるとともに全般に亘って改善すべき点が記せられていて、第三者的視点からの指摘により、本学が看過していた諸点が明らかになって大変有益であった。これにより、本学はその改善に向けて取り組み、自己点検・評価に対して積極的に推進することとなった。そして 2014（平成 26）年に大学基準協会へ提出した「改善報告書」の内容のと通りの改善を行い、さらに大学基準協会からの「改善報告書」に対する検討結果に記されたさらに改善すべき点について、一層の改善努力を続けている。

### 第 2 節 前回の認証評価以降の改善措置

前回 2010（平成 22）年の認証評価の結果、改善すべき諸点が指摘された。本学はそれらの点について、真摯に改善に取り組み、2014（平成 26）年 7 月 29 日付けで「改善報告書」を大学基準協会に提出した。それに対し、大学基準協会はその検討結果を 2015（平成 27）年 4 月 17 日付けで本学に送付した。その内容は、「今回提出された改善報告書からは、これらの助言・勧告を受け止め、改善に取り組んでいることが確認できる。」とし、引

き続き一層の努力が望まれる点として、以下の諸点が指摘された。それらに対して本学はさらなる改善を行って、以下に記述するような結果を得た。

① 教育内容・方法については、学位授与方針・基準や学位論文審査基準などを『大学院要覧』などで学生に明示していなかった問題に関し、学位授与方針を含む3つのポリシーをホームページおよび『大学院要覧』に掲載したものの、学位論文審査基準はホームページに示されているのみであり『大学院要覧』などにも明示するよう検討が望まれる。

→2016（平成28）年度の『大学院要覧』に学位論文審査基準として、「修士学位論文審査基準」「博士学位論文審査基準」を掲載済みである。

② 学生の受け入れについては、収容定員に対する在籍学生数比率に関し、大学全体(仏教学研究科)で0.60と低いので改善が望まれる。

→編入学者を含んでではあるが、2012（平成24）年度4名、2013（平成25）年度3名、2014（平成26）年度3名、2015（平成27）年度5名（うち編入2名）、2016（平成28）年度4名（うち編入1名）と推移し、傾向としては徐々に改善しつつある。現在、教職員一丸になって学生受け入れの努力をしており、今後の成果が期待される。

③ 学生生活については、学生の心身の健康保持のための体制が整備されていないという問題に関し、産業カウンセラーを配置するなど、学生の研究活動を生活面から支援する配慮はなされているものの、相談室・医務室等が常設されていないので、さらに一層の努力が望まれる。また、ハラスメント防止に関する委員会や相談窓口などの体制が整備されていないという問題に関し、さまざまな取り組みを行っており、一定の評価ができるが、ハラスメント防止にあたる委員会などの組織的な体制が整っているとはいえないので、一層の努力が望まれる。

→相談室については担当部署および担当者を設けて常設した。医務室等の常設や医師や保健師などの常駐は、学生総数が20名程度の規模の本学ではオーバースケールである。そのために本学近隣の医院の医者に校医になってもらい、相談を受けられるようにした。

ハラスメントについては「学生相談室運営委員会」を2014（平成26）年4月1日より立ち上げて防止に努めている。また、本年2016（平成28）年10月には全学生に対してハラスメント防止講習会を開催して学生の意識向上を図った。

④ 図書・電子媒体等については、図書館の地域住民への開放に関し、住民のニーズを踏まえ、より幅広い利用に向けた方法を検討するなど、改善にむけた継続的な取り組みが望まれる。

→本学は学部を擁しない研究科のみの独立大学院で、図書館の所蔵図書もほとんどが専門書や文献資料で、文学や芸術などの一般書を所蔵していない。これらの文献図書については地域住民からのニーズはないが、条件付き開放は行っている（過去に不審な利用者による図書の頁切り取り事件があり、そのような危惧を回避するため）。ただし、特殊な大蔵経や稀観資料などについての啓蒙的な展示は講堂一階の展示場で随時行っている。今後も、地域住民に対しての開放の方法を考えながら実施していきたい。



⑤ 点検・評価については、自己点検・評価の結果を改善に結びつける体制の整備等に関し、依然として、自己点検・評価活動の明確な取り組みがなされていないので、自己点検・評価の結果を改善に結びつける体制の整備が望まれる。

→指摘を真摯に受け止め、研究科委員会メンバー全員による自己点検・評価委員会を必要な時に応じて開催することにした。今年度中にはすでに3回開催している。

また、2016（平成28）年1月より、自己点検・評価のための作業部会を設置し、＜「改善報告書」に対する検討結果＞に基づいて自己点検・評価の作業を行った。

また、そのほかに2011（平成23）年の大学基準協会「国際仏教学大学院大学に対する大学評価（認証評価）結果」中の「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み事項」に記載のあった事項につき、以下のような改善措置を講じた。

＜教育内容・方法＞に関する事項として、

「多数在籍している留学生の日本語能力を大学院教育に支障がないよう、支援する仕組みを強化することが望まれる。」との指摘に対して、

→2011（平成23）年10月26日付けで「教育補助業務に関する規程」を設け、外国人留学生の授業理解促進のために教育補助業務担当者として日本語学習に関わる指導及び支援を行うために、指導教員からの要請に基づき本学課程履修生、本学研究生、本学卒業生の中から研究科委員会が選考することとし、同年同月に卒業生の中から1名を採用した。また、本年度2016（平成28）年さらに2名を増員して3名にチューター業務に当たらせている。

本年2016（平成28）年10月の冬学期から、留学生向けの日本語能力習得のための授業は、現存の「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の他に、さらなる日本語リテラシー向上のために「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を新設し、履修、単位についての説明を『大学院要覧』中に明記することにした。

「研究指導は教員個人に委ねられ、組織的な教育が行われていない。」という指摘に対して、

→研究指導については、2015（平成27）年度より、複数指導教員による指導を取り入れており、今年度も一人の学生に対し二人の指導教員が対応している。

また、毎週一度、通年で開講される「仏教学特殊研究」は学生の研究発表能力を錬磨する目的で設けられており、一人一人の学生は出席教員全員からの注意や研究上の助言を得ることができるようになっている。学生にとって卒業要件単位には該当しないものの、必修科目となっている。

＜教育研究交流＞に関することで、

「国内外の他大学院と単位互換を行う制度の導入については、実現に向けて検討中であり、実現が望まれるところであるが、全般的に、国内の他の大学院との交流についても、改善が望まれる。」との指摘に対し、

→2011（平成23）年より東洋大学大学院文学研究科との単位互換に関する交流協定が実現している。海外の他大学との交流提携は、

- ・ Asien-Afrika-Institut der Universität Hamburg (2008年9月15日締結) (ドイツ)
  - ・ Eötvös Loránd University (2008年12月18日締結) (ハンガリー)
  - ・ Faculty of Oriental Studies at the University of Oxford (2009年8月24日締結) (イギリス)
- などと締結済みであり、また、2016(平成28)年、現在、フランス国立高等研究院(EPHE)と学術交流協定を交渉中である。

<学生の受け入れ>に関することとして、

「海外に居住する外国人受験生については、書類のみで選考を行っており、日本に居住する外国人留学生は、日本語、専門に関する語学、専門科目の筆記試験と面接で選考を行っている。公平性と、日本語能力を含めた入学後の学修の観点から、改善が望まれる。」との指摘に対し、

→海外居住外国人受験生で、論文著作などの業績において明らかに勝れているものについては、これまで書類選考であったが、規程には記載はないものの、昨年度2015(平成27)年より、口頭試験を課すことを原則としている。

以上のとおり、本学は自己点検・評価の項目ごとに可能な改善措置を行ってきた。また、今後も継続的な努力を続ける所存である。

## 第1章 理念・目的

### 第1節 現状の説明

#### (1) 研究科の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### (ア) 本学の理念・目的

本大学院研究科は、本学の建学の趣旨に基づき、以下のような理念を設定している。

「国際仏教学大学院大学は国際的に活躍しうる仏教研究者を養成するために設立された。日本の仏教は、本来、国際的であった。わが国に仏教が伝来して以後も、日本は絶えず海外に広く新知識を求めるとともに、日本に根づいた仏教は日本の土壌において開花し、新たな展開を遂げた。この意味において、日本における仏教の歴史そのものが国際的であった。

また、仏教学においても日本は世界に比類ない意義を担っている。仏教教義学の伝統が今日まで連綿として保たれているのみならず、精密な文献学的研究の膨大な蓄積がある。さらに明治開国後、欧米の近代的仏教研究との交流のもとに、わが国の仏教研究は一層充実した。

本学はわが国仏教学のかかる歴史的背景を踏まえて、仏教研究の正道にさらに歩を進めることに貢献したい。

他方、現代文明は人類を地球規模において包みこんでいるにもかかわらず、諸学問の極端な細分化と人間活動の多様化との結果として大量の情報が氾濫しているだけで、生命倫理・環境問題に象徴されるように、人はいかに生きるべきかという人類普遍の根本問題を埋没させてしまっている。

現代の歴史的状況が人類に突きつけているこのような課題に応えるために、キリスト教・イスラム教・ヒンドゥー教・儒教・道教、その他の諸宗教に関する知見を深め、宗教問題について国際的に提言できる人材の育成にも努めたい。」（資料 1-1）

また、本学の設置の目的として、「国際仏教学大学院大学学則」第1章第1節「目的」に次のように規定されている。

「国際仏教学大学院大学(以下、「大学院」と略す。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努めるとともに、当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行能力及び専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成し、もって人類文化の進展に寄与することを目的とする。」（資料 1-1,1-2,1-3）

##### (イ) 本学設立の経緯

本学は、国際的に活躍しうる仏教研究者を養成する目的で設置された、仏教学研究科の1研究科1専攻からなる独立大学院大学である。その設立は、これまで四半世紀に亘って文

献蒐集と仏教研究活動を継続してきた国際仏教学研究所（IIBS）を母体としている。同研究所は、仏教や他の宗教を含む内外の厳選された基本的原典、研究書、逐次刊行物等 79,000 冊以上を蒐集するに到り、又 40 余点の学術的刊行物を出版して国の内外に高い評価を得ていた。この研究所を基盤として、1995（平成 7）年 12 月 22 日に文部省より学校法人国際仏教学院の設立及び国際仏教学大学院大学仏教学研究科の設置認可を得、翌 1996（平成 8）年 4 月 1 日に人文系における本邦初の大学院大学として、高度な仏教研究とそれに基づいた教育活動、人材養成を行うべく開学した。

#### （ウ）理念・目的の適切性

上掲のように、本学はその理念・目的として、仏教を中心とした研究と、それに基づく教育を行い、その活動を通じて仏教研究者の養成と、深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成して、人類文化に貢献することを目指している。

現代社会は国際化社会の時代となり、平和問題、環境問題なども一国や地域国家間のみで片付けられる問題ではなく、人類共通の問題となってきた。このような時代に幅広い仏教的教養と国際的視野を身につけた人材の育成は急務といえる。

仏教はその宗教的・思想的特性から他の宗教文化に対して極めて寛容的であって、これまで他宗教との宗教戦争を惹起したことは一度もなかった。宗教に起因する戦争、紛争、テロリズムなどに対して、中立的立場から発言し、問題解決の任に当たることのできるのには、仏教思想を基盤とした教養を持ち、国際的な視野を具えた人物であろう。

また、環境問題は今日、世界国家間同士の経済的、社会的イシューとして取り上げられているが、しかしそれは究極的には人間の心の問題に帰着する。仏教經典に「人々の心が浄ければ、国土もまた浄らかである」（『維摩経』）と言うように、仏教者や仏教研究者からの提言が待たれている。このような世界状況において、本学が掲げる理念と目的は極めて時宜に適った適切なものであるといえよう。

#### （2）研究科の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

これらの理念・目的については、本学が毎年作成する『大学院案内』や『大学院要覧』に記されている。後者は大学構成員(教職員および学生)に配布され、さらに、不特定多数の人が見る大学ホームページにも記載されていて、社会に公表されている。

また、毎年、年に 3 回開催する公開講座などの催しにおいても、地域社会を中心に広く本学の設立の意義、理念・目的を積極的に公表している。

#### （3）研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

2009（平成 21）年度にこれまで媒体によって不統一であった文章表現を改めた。内容についても、今後、世界及び我が国を取り巻く社会的環境、国際関係事情等が激変するなどの変化があり、社会的要請も変化したような場合は、それに応じた対応がなされるべきで

ある。そのために本学も常に理念・目的の適切性の検証を行いつつ、自己点検・評価報告書の作成の際にはその検証結果を記載している。

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、上記の「(ウ) 理念・目的の適切性」で示したとおり、適切であると判断される。

本学が毎年作成する『大学院案内』や『大学院要覧』によって学生と教職員に周知させ、社会に対しては、地域社会には公開講座を通じ、不特定多数の人には大学ホームページによって公表されている。これによって大学構成員への周知と社会への公表は果たされていると判断される。

さらに、理念・目的の内容については常に検証が行われており、その文章表現もこれまで媒体によって幾通りかの表現がとられたが、2009（平成 21）年度に大学基準協会に提出した「点検・評価報告書」に対する認証評価結果に基づいて、統一的表現に改めている。

### (1) 効果が上がっている事項

本学図書館は仏教の基本的文献資料である大蔵経を網羅的に収蔵していること、並びに本学が日本古写経研究所を擁していることは世界各国の仏教研究者によく知られているが、このたび、本学と中国国家図書館との共同編集によって大蔵経の一種、南宋思溪版の影印本を刊行することになり、現在、刊行作業が中国において進行中である。この企画の発端から現在の刊行事業までを取材編集した中国の TV 番組がユーチューブによってインターネットにアップされている。これによって本学が目指す目的の一部、「人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努める」ということに大いに効果が上がっているといえる。(資料 1-4,1-5)

### (2) 改善すべき事項

現在ホームページは日本語、英語、中国語の 3 言語でアップされているが、韓国語はまだない。

## 第3節 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

本学のホームページ上に、本学設立の理念や目的についてより周知を図るために、本学の国際仏教学研究、日本古写経研究所の具体的研究活動や実地調査などの様子を掲載し、多くの人に本学の内容を知っていただくようになっている。これをさらに拡充して 2017（平成 29）年度から 2018（平成 30）年度にかけて、両研究所の所長が主導してホームページ上に研究所に関する啓蒙的記述を増やし、仏教研究の意義と現状について、より一般の人々の理解を得ることとする。

## (2) 改善すべき事項

本学のホームページを現在の日本語、英語、中国語の 3 言語のほかに、韓国語を加えたい。2017（平成 29）年度中に事務局が中心となってこれを実現する予定である。

### 第 4 節 根拠資料

- 1-1 平成 28 年度 大学院要覧
- 1-2 国際仏教学大学院大学学則
- 1-3 平成 28 年度 大学院案内
- 1-4 又見宋刻思溪藏 上集  
[http://v.youku.com/v\\_show/id\\_XODYwNDQ0OTA0.html](http://v.youku.com/v_show/id_XODYwNDQ0OTA0.html)
- 1-5 又見宋刻思溪藏 下集  
[http://v.youku.com/v\\_show/id\\_XODYwNDQ0ODIw.html?from=s1.8-1-1.2](http://v.youku.com/v_show/id_XODYwNDQ0ODIw.html?from=s1.8-1-1.2)

## 第2章 教育研究組織

### 第1節 現状の説明

#### (1) 大学の研究科・専攻及び附置研究所等の教育研究組織は理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### (ア) 編成原理

本学の教育研究組織の編成原理は、本学の理念・目的に沿って仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授し、国際的に活躍しうる仏教研究者及び深い宗教的文化的素養をもった社会人を養成するために仏教学研究科ならびに附置研究所、附属図書館などを設置するというものである（資料(既出)1-1,(既出)1-2）。

##### (イ) 仏教学研究科

具体的には、本学は学部の設置がない大学院のみの独立大学院であり、仏教学研究科仏教学専攻（1研究科1専攻）のみの編成である。専任教員6名によって組織され、5年一貫の博士課程を設置している。その運営・活動に関わる事項は、研究科委員会において審議されている（資料(既出)1-2）。

この教育研究組織は、本学の理念・目的である「国際的に活躍しうる仏教研究者を養成する」、「諸宗教に関する知見を深め、宗教問題について国際的に提言できる人材の育成にも努める」、「仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努める」などを実現するために組織運営されている。

教育については仏教の一分野に偏らない教員配置に努めており、また研究についても専任教員の研究専門分野もそれに従って全体として幅広いものとなっており、本学の理念・目的に適っていると判断される。

##### (ウ) 附置研究所

又、本学に附置する研究所に国際仏教学研究所と日本古写経研究所がある。

国際仏教学研究所は、過去四半世紀にわたり、外国からの研究者の招聘、外国語による学術刊行物の出版等の国際交流活動をとおして世界的に高い評価を得ていた国際仏教学研究所が、本学開学にあたり大学院大学附置研究所として発展したものである。現在、国際仏教学研究所は、専任研究員1名、兼任研究員10名（本学の専任教員ならびに附属図書館員）を擁し、又、毎年1～2名、滞在期間3ヶ月の日程で外国より優秀な若手研究者を客員研究員（有給）として招聘している。その運営・活動に関わる事項は、研究所運営委員会において審議されている（資料2-1,2-2）。

日本古写経研究所は、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」（学術フロンティア）〔2004～2009年度〕「奈良平安古写経研究拠点の形成」の事業とその研究成果を踏まえ、2010（平成22）年度に、新たに設置された。さらに同年度から文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」〔2010～2014年度〕「東アジア仏教写本研究拠点の形成」に採択され、この研究所を拠点に日本の古写経研究をリードしてきた。研究所長のもとに主任研

究員、非常勤研究員、専任教員による兼任研究員などによって構成されている。(資料 2-3,2-4)

上記の国際仏教学研究研究所と日本古写経研究所は、仏教研究のさらなる推進という本学の理念・目的の一つに沿ったものであり、教育研究組織として適切なものである。

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は開学より現在に至るまで、新しい研究所の設置や教員研究組織の検証、見直しを行ってきた。キャンパスも 2010 (平成 22) 年に文京区春日に移転し、教育研究環境も向上した。それに伴い、日本古写経研究所の設置も可能になったのである。学生受け入れの点では、本学の一学年の定員が 4 名なので、一名の動向でも定員未充足という事態が生ずるが、それで教員組織の改組を余儀なくされる所までは至っていない。

## 第 2 節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学の教育研究組織は、本学の理念・目的達成のために有効に機能するものであり、この点で基準を充足しているといえる。

教育については、一学年の学生定員 4 人に対し、6 名の専任教員が教育に当たっており少人数教育が行われていて、学生一人一人に対し細かな目配りができ、丁寧な研究指導が実現している。

研究については、専任教員はそれぞれの専門分野において程度の高い研究業績があり、それが維持されている。

また、附置の二つの研究所も仏教学研究において重要な成果を出しており、仏教学研究に大きく貢献している。

### (1) 効果が上がっている事項

本学の教員研究組織は 1 研究科 1 専攻から成っているので、その理念・目的も明確である。目的実現の一つとして、日本古写経研究所は、研究の公開と一般への啓蒙のために、現在、毎年 2 回、公開研究会を開催している。このような活動によって一般社会人と仏教研究者との双方に働きかけ、仏教に対する一般の関心を高めることに寄与している。これも現在の教員組織によって可能になっている (資料 2-5)。

### (2) 改善すべき事項

特記すべき事項なし。

## 第 3 節 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

現在、日本古写経研究所が主体となって年 2 回の公開研究会を開催しているが、この活動



に、国際仏教学研究所も加わって、年3回の公開研究会を開催したい。この件について、両研究所の所長、学長を交えて協議し、2017（平成29）年度中に結論を得、次年度から実行する予定である。

## (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第4節 根拠資料

- (既出)1-1 平成28年度 大学院要覧
- (既出)1-2 国際仏教学大学院大学学則
- 2-1 国際仏教学大学院大学附置国際仏教学研究所規程
- 2-2 国際仏教学大学院大学附置国際仏教学研究所運営委員会規程
- 2-3 国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所規程
- 2-4 国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所運営委員会規程
- 2-5 2015年公開研究会の開催案内

### 第3章 教員・教員組織

#### 第1節 現状の説明

##### (1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

本学では求める教員像については、その能力・資質等について、「国際仏教学大学院大学教員選考規程」第6条、第7条において定めているが、これを2016（平成28）年10月19日の研究科委員会で改訂して次のようにした（資料3-1,3-2）。

第6条 教授となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、顕著な研究上の業績をもつ者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学[旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。]において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

2 前項第4号の「教育研究上の業績の審査基準は別表のとおりとする。

3 准教授である者が教授に昇任する場合には、本学において3年以上准教授の経歴を経た後でなければならないものとする。

また、准教授の資格についても、以下のように改訂した。

第7条 准教授となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴が3年以上ある者
- (3) 教育研究上の能力があると認められる者

上記第6条第2項にいう別表は以下のものである。

(別表)

教育歴、研究業績の審査基準

資格	教育歴	研究業績		教育歴、研究業績の 起算時
		著書	論文	
教授	7年以上	1以上	7以上	准教授開始時 (本学以外での教育歴を含む)
准教授	3年以上		5以上	講師（非常勤を含む）開始時 (本学以外での教育歴を含む)

そして、本学の理念・目的の達成に沿った人材を登用すべく、上記の規程の条項に鑑み、

より具体的な教員像として、以下のように定めた。

- (1) 教育、研究に対する高い情熱をもっている者。
- (2) 幅広い知見と国際的視野とを備えた高度な教育能力をもっている者。
- (3) 高度な専門性に関わる研究能力をもっている者。
- (4) 大学の運営において協調的で、融和力に富む者。

この教員像の規定は 2016（平成 28）年 10 月 19 日開催の研究科委員会において決定された。（資料 3-3）

また、教員組織の編成方針に関しては、

- (1) 専門分野の偏りがなく、かつ教育と研究の均衡を重視する。
- (2) 教育課程に相応した教員配置を行う。
- (3) 国際的最先端の研究成果を講じてもらうために、優れた外国人研究者を客員教授として登用する。
- (4) 教員間の年齢構成のバランスを考慮する。

の 4 点を編成方針としている。この教員組織の編成方針の規定は 2016（平成 28）年 10 月 19 日開催の研究科委員会において決定された（資料 3-3）。

教員の組織的な連携体制については、序章第 2 節で触れたとおり、通年開講の「仏教学特殊研究」においては教員全員が出席し、学生の研究指導を行っており、全学生にとって必修科目となっている。全教員は全学生のそれぞれの研究テーマについて把握し、指導教員の指導を側面から協力する態勢となっている。

研究指導については、2015（平成 27）年度より、複数指導教員による指導を取り入れており、必要に応じて指導教員に正・副の区分をして研究指導に当たっている。

上記の教員像及び教員組織の編成方針についての適切性の検証は以下のとおりである。まず学長が主宰する 2016（平成 28）年 10 月 19 日の研究科委員会において、本学の求める教員の能力・資質等について検証し、従来はこれについて具体的な基準の記載はなかったが、今回「教育研究上の業績の審査基準」を新たに設けて、より具体的で適切な審査ができるようにした（資料 3-1）。

また、本学の求める教員像については、これまで本学では具体的にこれを明文化していなかった。そこで 2016（平成 28）年 1 月、自己点検・評価のために設置された作業部会において検証を重ね、2016（平成 28）年 10 月 19 日の研究科委員会において、全員の承認を得て決定された（資料 3-3）。

さらに教員組織の編成方針についても、従来明文化されたものはなかったが、これも同様の手続きを経て検証し、自己点検評価委員会において策定し、2016（平成 28）年 10 月 19 日の研究科委員会において、全員の承認を得て決定された。

このように、教育研究組織における基準の適切性については、学長主導の下、自己点検評価のための作業部会、自己点検評価委員会、研究科委員会が関わって改善の努力を継続している。

## (2) 研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学では大学院のみの5年制一貫教育をしており、教育課程も仏教学研究を専門とする内容になっている。その仏教学研究は学的性格からすれば仏教文献学と仏教文化学とに分かれるが、前者が主流である。また地理的領域からいえば、インド・チベット、東南アジア、中国、朝鮮半島、日本が主要領域となるが、本学教員組織もほぼこの領域をカバーする態勢となっている。カリキュラムの開講科目ではこれを大きく(1)内陸アジア、(2)南・東南アジア、(3)東アジア、(4)汎アジア、に分けるが、2016(平成28)年現在、内陸アジア、東アジアに各2名ずつ、南・東南アジアと汎アジアに各1名ずつの配置となっている。(資料(既出)1-1)

一学年学生定員4名、2016(平成28)年5月現在、正規学生総数13名に対し、専任教員数6名なので、大学院設置基準に定められた教員の対学生数比の基準値内にある。

また、教員の年齢構成については高年齢の教員が多いが、これは本学が大学院大学であるため、大学院レベルの教育に当たることのできる教員は、すでに一定の評価を伴った研究者であることが要求されるためである。また、女性教員についても雇用に努めているが、現在のところ得られないでいる。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

本学における教員の採用と昇格については、「国際仏教学大学院大学教員選考規程」に定めがあり、第2条には、「教員の採用並びに昇任の選考は、第6条から第7条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、研究並びに教育の能力及び業績、経歴、学会、並びに社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行なうものとする。」とあり、第6条、第7条は上述のとおりである。採用に際しては書類選考の他、面接を実施している。なお、本学の教員採用は准教授以上である(資料3-4)。

教員の募集については、原則として一般公募し、その手段はインド哲学・仏教学を開講している大学・研究所等への文書による公募、及びインターネットによっている。

また、教員の昇格については、上記の改定した第6条、第7条によって具体的条件も規定した。この規程は2016(平成28)年10月19日開催の研究科委員会において決定された(資料3-1)。

### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では新任教員に対しては新学期開講前に教務委員長がカリキュラムの概要や学生教育の注意点、外国人留学生への指導の諸注意、ハラスメントへの注意を行っており、教員全体に対しては、2010(平成22)年度よりファカルティ・ディベロップメント推進委員会を発足して、毎年、外部講師を招聘して、コンピュータプログラム利用による資料処理法などの新知見を知ることなどによって教授法スキルの向上に努めている(資料3-5,3-6)。

また、学生によるアンケートによる授業評価を行い、教員の教授法向上に役立てている。さらに海外協定校との国際交流を推進しており、2016(平成28)年5月26、27日の両日にかけて大谷大学において、同大学と本学、およびハンガリーのエトヴェシュ・ロラード大学の三大学合同で国際シンポジウム「仏陀の言葉とその解釈」を開催して、本学から教

員 2 名を派遣し、教員の資質向上を図った（資料 3-7）。

## 第 2 節 点検・評価

### <基準の充足状況>

「求める教員像の明確化」については、本学ではこれまで、教員の能力・資質等について「国際仏教学大学院大学教員選考規程」第 6 条、第 7 条において定めるだけであって具体的ではなかったため、本年 2016（平成 28）年に、本学の理念・目的の達成に沿った人材を登用するために本学の求める教員像を新たに定めた。

一方、教育課程にふさわしい教員組織であるかどうかについては、カリキュラムに相応する教員配置になっており、ほぼ充足されているといえよう。

教員の募集・採用・昇格についての基準の充足度は、ほぼ充足されているといえる。ただし、教員の昇格に関する具体的条件についてより細かい規定を追加した。

#### (1) 効果が上がっている事項

教員の資質向上のために、国際交流協定を締結している海外の大学との間で、シンポジウム開催などを通じて国際交流を推進した。

#### (2) 改善すべき事項

本学における教員の雇用について、教員間の年齢構成が高年齢に傾いている点は改善すべき点であり、また女性教員の雇用についても、2016（平成 28）年度の時点で実現できていないので努力を重ねなければならない。

## 第 3 節 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

教員の資質向上のために、2017（平成 29）年に海外協定校の一つであるハンガリーのエトヴェシュ・ロラーンド大学でシンポジウムを開催し、それに教員を派遣することとなっている。

#### (2) 改善すべき事項

教員間の年齢構成が高年齢に傾いている点について、仏教学研究者で、中堅研究者・若手研究者で大学院での授業が担当できる有資格者は、すでに他の大学や研究機関に勤務している人が多い。他に所属している研究者に移籍を交渉することは、多くの摩擦が生じ、現実問題としてなかなか困難であるが、今後、教員各自が必要な分野の研究者情報を継続的に収集し、採用のチャンスを見いだす。

## 第 4 節 根拠資料

- 3-2 国際仏教学大学院大学研究科委員会運営規程
- 3-3 2016（平成 28）年 10 月 19 日開催研究科委員会議事録
- (既出)1-1 平成 28 年度 大学院要覧
- 3-4 教育・研究実績
- 3-5 国際仏教学大学院大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)  
推進委員会規程
- 3-6 教員のための FD 研修会記録(平成 25 年度～28 年度)
- 3-7 国際シンポジウム「仏陀の言葉とその解釈」の Program（案）

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 第1節 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学では教育目標を学則において「当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行能力及び専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的・文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成し」と定め（資料(既出)1-2）、それに基づいて学位授与方針を定めていたが、これを本年 2016（平成 28）年 10 月 19 日開催の研究会委員会において改め、「本学の 3 つの方針」のうちの「学位授与方針（Diploma Policy）」として「高度な専門知識と様々な研究手法や研究遂行能力および専門分野を超える幅広い視野をもった、研究者として自立して研究活動を成し得る者に博士の学位を授与する。具体的には、所定の期間在籍し、必要な研究指導を受け、所定の単位を修得し、博士学位論文の審査(論文審査委員会、研究科委員会)および最終試験に合格した者に博士学位を授与する。」と定めた（資料(既出)1-1）。

さらに、修士学位論文と博士学位論文の審査基準を次のように定めている（資料 4.1-1）。

##### ○修士学位論文審査基準

1. 研究テーマの適切性・妥当性
2. 情報収集の適切性・妥当性
3. 研究方法の適切性
4. 論旨の妥当性
5. 論文構成の適切性

##### ○博士学位論文審査基準

1. 研究テーマの適切性・妥当性
2. 情報収集の適切性・妥当性
3. 研究方法の適切性
4. 論旨の妥当性
5. 論文構成の適切性
6. 以上の基準を満たしたうえで、当該学問分野に独自の学術的価値が見いだせること。

また、当該分野において、自立した研究者としての研究能力を有し、または、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力を有すると認められること。全国学会または国際学会における発表経験の有無、査読付きの学術誌への論文掲載の有無などによって判定する。

上記のような基準を設けて学位論文の質的水準を担保している。

##### (2) 教育目標に基づき教育課程の編成実施方針を明示しているか。

本学は教育課程編成方針（Curriculum Policy）として以下のように定め、これを「本学の3つの方針」として明示している。すなわち、

「仏教学専攻の5年一貫の博士課程として、学生定員を1学年4名とし、5学年で20名の編成による少人数教育を行っている。学生は指導教員のもとで自らの研究計画を練り上げ、それに基づき、研究能力を研鑽し学位論文を作成する。他方で、指導教員による個別指導にとどまらず、他の教員からの意見を聞く機会として、全教員が参加する研究の中間発表の場を設け、研究指導が偏らないよう専攻としての指導体制を敷いている。また、『仙石山仏教学論集』を発行し、在学生在が論文を内外に公表する投稿の機会を設けている。

開講科目は、仏教及び仏教に関連する文化についての研究・演習を行い、専門科目のみならず、関連科目の履修を課し、幅の広い研究能力を養成する。仏教学が関わる地理的領域を考慮し、専門科目においては南・東南アジア、内陸アジア、東アジア、汎アジアの4地域に分けた編成・教員配置をなし、それらの地理的領域に対応させている。

毎年、外国から著名な研究者を客員教授として招聘し、諸外国の研究状況に触れる機会を設けている。また、外国の大学との間で結ばれている学術交流協定に基づき、学生の研究上の必要に応じて諸外国で研鑽できるよう配慮している。」

以上の教育課程編成方針(Curriculum Policy)に基づいて授業科目を開設し、科目を専門科目と関連科目に区分し、その区分のもとに教育目標実現のために最も効果的な授業科目を設定し、科目毎に必修・選択の区別、それぞれの単位数を規定している。

**(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、『大学院要覧』に掲載され、大学構成員には周知されている（資料(既出)1-1）。また、『大学院案内』と本学ホームページには「本学の3つの方針」が掲示され、その中に「教育課程編成方針 (Curriculum Policy)」と「学位授与方針 (Diploma Policy)」とが公表されている（資料 4.1-2,(既出)1-1,(既出)1-3）。

**(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

教育目標については、世界を取り巻く様相や価値観の変化などによって本学の目的とする人材育成と現状とが合致しなくなってきたと思われる時に検証と見直しを行い、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、必要に応じて検証し、見直しをしてきた。最新の検証と見直しでは、2016（平成28）年10月19日の研究科委員会において「本学の3つの方針」を検証し、改訂した。

そのうち、教育課程編成方針（Curriculum Policy）については上述のとおりである。

また、カリキュラムの内容検証と改訂は、随時、教務委員会にて行い、留学生のための日本語リテラシー向上などに対応している（資料(既出)1-1）。



## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学は教育目標については学則中に明記されており、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針については「本学の3つの方針」において設定し、『大学院要覧』や本学ホームページに掲載しており、大学構成員及び社会への公表を果たしているため、基準4-1を充足している。

#### (1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第3節 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第4節 根拠資料

- (既出)1-2 国際仏教学大学院大学学則
- (既出)1-1 平成28年度 大学院要覧
- 4.1-1 学位論文審査基準
- 4.1-2 国際仏教学大学院大学ホームページ：本学の3つの方針  
<http://www.icabs.ac.jp/college/policy.htm>
- (既出)1-3 平成28年度大学院案内

## 4-2 教育課程・教育内容

### 第1節 現状の説明

#### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学では上記第4章4-1第1節に記したように、「当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行能力及び専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成する」という教育目標と、その実施方針に沿って教育課程を体系的に編成し、授業科目を適切に開設している。具体的には次のようである（資料(既出)1-1）。

まず、開講授業科目は大きく専門科目と関連科目に分けられる。本学研究科は仏教文献学と仏教文化学の二軸からなっているが、専門科目は「仏教文献学」の講義と演習の科目群と、「仏教文化学」の講義と演習の科目群、それに両者に共通する「外国語仏教学論著講読」「論文指導」「近現代仏教研究(仏教学と生命倫理)」「近現代仏教研究(仏教学と環境問題)」らの科目によって成っている。

関連科目は「比較宗教・比較文化」「宗教哲学」「文化人類学」「宗教人類学」「民俗学」「イスラム教研究(イスラム教と神秘主義)」などの仏教学研究と密接に関わる領域の科目を設定している。

このように本学の授業科目は、深い専門的知識の習得と幅広い関連領域の教養を涵養することができるように、また人類の今日的課題と仏教との関わりを喚起させることができるように、適切に設定されている（資料4.2-1,4.2-2,(既出)1-1）。

#### (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

本学では教育課程の編成・実施方針に基づいて、以下に掲げる履修表のと通りの授業科目を開講している（資料4.2-1,(既出)1-1）。

まず、開講授業科目のうちの専門科目の仏教文献学の講義と演習は、地域別にAからCまでに区分けされている。これは従来、インド仏教、チベット仏教、東南アジア仏教、中国仏教、日本仏教などと呼称されているものとほぼ対応する。現在の教員スタッフは、ほぼこの分類のもとに配属され、学生のそれぞれの研究テーマのニーズに対応できるようになっている。仏教文献学の授業内容は、文献資料を基にその文献に盛られた思想内容を扱うのであるが、その対象とする資料の文献批判の上に、その資料の厳密な読解を通して正確な内容理解に到達することを目指すものである。文献学および文献解釈学はいわゆる積み上げの学問であるので、日頃の弛まない文献解読のトレーニングが必要である。本学の提供する各科目の授業内容は仏教学研究を学ぶ上で相応しいものとなっている。

仏教文化学の講義と演習は、広く仏教文化圏における仏教文化について、仏教と仏教以外の様々な宗教との思想的、文化的摩擦や融合などの問題に着目して研究しようとするもので、仏教のみならず、他の諸宗教に対する知見を深めるものとなっている。

関連科目は上述のとおり、「比較宗教・比較文化」「宗教哲学」「文化人類学」「宗教人類学」「民俗学」「イスラム教研究(イスラム教と神秘主義)」などの仏教学研究と密接に関わる領域の科目を設定しており、仏教学研究課程に相応しい内容となっている。

## 履修表

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					履修の方法			
			1	2	3	4	5				
専門科目	外国語仏教学論著講読	4	4	○	○	○	○	○	1年次から5年次の間に4単位		
	論文指導	4	12			◎	◎	◎	3、4、5年次に各4単位、計12単位		
	仏教文献学方法論	4	4	○	○				1年次か2年次に4単位		
	仏教文化学方法論	4	4	○	○				1年次か2年次に4単位		
	近現代仏教研究(仏教学と生命倫理)	2	2	○	○	○			1年次から3年次の間に2単位		
	近現代仏教研究(仏教学と環境問題)	2	2	○	○	○			1年次から3年次の間に2単位		
	A	南・東南アジア仏教文献学研究	4	8	○	○	○			1年次から3年次の間に16単位以上。ただし、A～Dのうちいずれかについて研究8単位、演習8単位を含む。	
		南・東南アジア仏教文献学演習	4	8							
		B	内陸アジア仏教文献学研究	4							8
			内陸アジア仏教文献学演習	4							8
		C	東アジア仏教文献学研究	4							8
			東アジア仏教文献学演習	4							8
D		汎アジア仏教文化学研究	4	8							
		汎アジア仏教文化学演習	4	8							
関連科目	比較宗教・比較文化	4	4	○	○	○	○	○	1年次から5年次の間にいずれかを選択し、4単位		
	宗教哲学	4									
	文化人類学	4									
	宗教人類学	4									
	民俗学	4									
	イスラム教研究(イスラム教と神秘主義)	4									

※ ○…該当するいずれかの年次に履修する ◎…該当する各年次に履修する

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学では教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育目的を実現できるような授業科目を設定しているため、基準4-2を充足していると判断される。

### (1) 効果が上がっている事項

カリキュラムに関連科目を設置することによって、仏教学研究の視野を拡大することが

できている。

学生の研究成果発表の場として『仙石山仏教学論集』が刊行されており、学生は自身の努力の成果を世に問うことが可能である（資料 4.2-3,4.2-4）。

## (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第3節 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

学生を督励して研究成果を出させ、それを『仙石山仏教学論集』に投稿し、自身の業績とさせる。年々投稿数が増えているので、実現可能である。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第4節 根拠資料

- (既出)1-1 平成 28 年度 大学院要覧
- 4.2-1 国際仏教学大学院大学履修規程
- 4.2-2 国際仏教学大学院大学ホームページ：平成 28 年度時間割  
<http://www.icabs.ac.jp/kenkyu/jikanwari.pdf>
- 4.2-3 仙石山仏教学論集刊行規程
- 4.2-4 仙石山仏教学論集査読規程

## 4-3 教育方法

### 第1節 現状の説明

#### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

##### (ア) 少人数教育

本学の研究科は、修士課程と博士後期課程が一体となった5年制博士課程を採っており、1学年の学生定員は4名であるから、学生総数は20名内外である。それゆえ、教育形態は学生全員参加の「仏教学特殊研究」を除いては、すべての授業が少人数教育態勢となっている。これが本学の大きな特徴となっており、学生の教育上の指導は非常にきめ細かいものとなっている。また、学生総数が少ないため、学生全員に対し、全教員が目を配ることができている。

##### (イ) 授業の形態

授業科目は上述第4章4-2第1節に掲げたように、授業は専門科目と関連科目に分けられるが、「仏教学特殊研究」以外はすべて「講義」と「演習」のいずれかの二形態となっている。専門科目は大きく(1)南・東南アジア、(2)内陸アジア、(3)東アジア、(4)汎アジアの4領域に分けられ、この4領域に属する授業科目の授業形態は、「講義」と「演習」が対になっている(資料(既出)1-1)。

##### (ウ) 学習指導

本学は5年間で博士論文をまとめることに主眼を置いているが、学生は在学期間中に講義、演習及び論文指導について合計48単位以上を修得することになっている。

また、本学は、前述のように5年一貫教育であるが、1999(平成11)年度より、2年次を終え30単位以上修得した学生には修士論文を作成させ、その論文テーマを発展拡大させることによって博士論文にまで導くような指導をしている。

また、3年次以降は担当指導教員による毎週の論文指導が授業の一環として行われるとともに、「仏教学特殊研究」の授業時に順次研究発表が課せられていて、ここで指導教員以外の教員による研究上のアドバイスが受けられることになっている。

また、3年次以降の学生には全国学会や国際学会に積極的に入会を促し、研究発表を行わせるとともに、他の研究者との交流を通じて情報交換を行うよう指導している。

学位論文の作成指導に当たっては、3年次以降の学生には授業科目として設定されている「論文指導」の授業に出席させ、論文テーマの選定、論文作成の技術と方法などを教授する。修士論文の場合は2年以上の在学年数、取得単位数30単位以上、博士論文の場合は5年の修業年限、取得単位数48単位以上という条件を満たした学生には指導教員が学生の論文提出を承認し、「学位論文研究計画書」を提出させる。それを承けた研究科委員会は、その妥当性を審査して適当と判断された場合には、指導教員を含む3名以上から成る論文審査委員を決定し、学位論文審査委員会を発足させる。その論文審査委員会は学生によって提出された論文を審査するとともに、口頭試問を実施して審査判定し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会はそれを受けて学位授与の適否を合議する、という流れになっている。(資料(既出)1-1)。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

本学ではシラバスは授業担当教員と担当科目名、単位数、曜日時限、授業題目といった基本情報の他に、以下の 10 項目を明示している（資料(既出)1-1）。

- ・ 授業の目的・概要
- ・ 到達目標
- ・ 授業計画
- ・ 授業の方法
- ・ 成績評価方法
- ・ テキスト
- ・ 参考文献
- ・ 準備学習（予習・復習等）に必要な時間等
- ・ 履修上の注意
- ・ 連絡方法

上記項目によって授業科目に関する情報は、ほぼ必要十分なものとなっており、授業はこのシラバスに沿って行われている。その検証については、学生による授業評価アンケートが事務局で集計された後に個々の教員に手渡され、そこで授業内容の修正がなされることになっている。

## (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

個々の授業科目の内容は、各教員によってそれぞれ異なり、テキスト、授業の進め方、方法なども科目毎に異なっている。成績評価の方法は、レポート、出席率、平常点など、あるいはその組み合わせによってなされているが、成績評価は平準化されており、教員による偏りはない。それぞれの教員の成績評価の方法はシラバスに記載されて公開されているので、適切性は保たれている。

本学では授業科目の単位は、本学学則第 28 条に「単位計算方法」として、「一週に 1 時間の授業を一学期（15 遍）通した授業を 1 単位とする」と規定しており、この計算方法のもとに単位制度を規定している（資料(既出)1-2）。

単位の認定に当たっては同学則第 29 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者かつ論文審査に合格した者に所定の単位を与える。」と規定し（資料(既出)1-2）、各教員がそれぞれ厳正な成績評価の後、単位認定を行っている。

また、国内の提携大学との単位互換については、2011（平成 23）年より東洋大学大学院文学研究科との単位互換に関する交流協定が実現している。

既習得単位の認定については、入学時に学生本人の申し出により、本学学則第 30 条に則って研究科委員会において検討し、適切に認定している（資料(既出)1-2）。

## (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

本学では、教員はそれぞれの授業を通じて学生の修学の状況と程度を知り、教授方法の改善や補強策が必要と思われるような場合、全教員が出席する各種委員会の場などを利用して教員間で検討し、随時教務委員会を開催して議題として提出し、検討の結果を研究科委員会に上げて、決議の後、実行するという手順を取っている。

たとえば、最近では学生が各種データベースや、研究の工具書についての知識に疎いと思われたので、それらの知識の習得に役立てるべく図書館業務の学生支援の一環として説明会を開催した。

また、教授法の改善については、ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会を開催し、外部講師を招いてよりよい教授法を検討模索している（資料(既出)3-6）。

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学では、学生定員 20 人の単科大学院であるという特徴から、教育方法も学習指導も効率的に対応が可能であり、授業もシラバスに基づいて実施されており、成績評価も個々の教員が責任をもって行っている。また随時教育成果の検証を行い、速やかに改良、改善の措置を取っている。このようなことから、基準 4-3 を充足していると判断される。

#### (1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第3節 将来に向けての発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第4節 根拠資料

- (既出)1-1 平成 28 年度 大学院要覧
- (既出)1-2 国際仏教学大学院大学学則
- (既出)3-6 教員のための FD 研修会記録(平成 25 年度～28 年度)

#### 4-4 成果

##### 第1節 現状の説明

###### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

本学の教育目標は、仏教学研究者の養成と仏教学を基盤として高度な教養と見識をもち、国際的にも活躍できる社会人の養成である。また仏教学研究科のみの独立大学院なので、学習成果を測定する指標は、

- 1) 学生の在学期間中の論文投稿、学会発表の数、
- 2) 修士、博士の学位授与数、
- 3) 修了者の就職先とその後の進路、

以上の三点である。

1) については、論文投稿数と学会等の発表回数をそれぞれ表にすれば、下表のとおりである。

###### 論文投稿数

刊行年	本数	延人数 (査読有り)	本数	延人数 (査読無し)	計
2013	0	0	0	0	0本/0人
2014	1	1	0	0	1本/1人
2015	0	0	0	0	0本/0人
2016	4	3	2	1	6本/4人
2017 (投稿中)	11	6	1	1	12本/7人

###### 学会等発表回数

開催年	発表回数	延人数
2013	0	0
2014	0	0
2015	1	1
2016	14	7
2017 (発表予約済)	1	1

以上のように、最近になって在学生による学会発表や論文投稿が急激に増加している。これは教育的効果の顕著な表れであると考えられる。

2) については、1996（平成8）年の開学以来、2015（平成27）年度までの学位授与数は、  
博士 15人  
修士 18人（1999（平成11）年度より）



となっている。

3) については、修了者の就職先は大学・研究所関係 13 名であり、このうち 4 名はそれぞれ、

北京大学副教授（中国）

上海師範大学副教授（中国）

海南師範大学南海区域文化研究中心宗教文化研究所長（教授待遇）（中国）

種智院大学教授（日本）

に就任している。また、大学や研究所などの非常勤講師や研究員として 8 名が就任している。

## **(2) 学位授与（修了認定）は適切に行われているか。**

学位授与は、「本学の 3 つの方針」中の「学位授与方針（Diploma Policy）」に基づいて適切に行われている。その修了認定は、「学則」「学位規程」「学位規程細則」、および 2016（平成 28）年 2 月 17 日制定の「学位論文審査基準」に則って行われる（資料 4.4-1,4.4-2,(既出)4.1-1,(既出)1-2）。

具体的には、学位論文が提出され、審査の申請があった段階で、研究科委員会において指導教員を含む専任教員 3 名以上から成る学位論文審査委員会の設置が決議される。論文の内容によっては学外から審査委員を招く場合もある。また、研究科委員会が必要と認めた場合、他の教員等を審査委員会の委員に加えることができる。論文の審査は学位論文審査委員会によって行われ、論文査読の後に論文内容についての口頭試問を審査委員全員で行う。この最終試験としての口頭試問は本学専任教員に公開されている。（資料 4.4-1）

口頭試問終了後、論文審査委員会は直ちに論文の内容の要旨と審査の結果の要旨に学位授与の適否の意見を添え、研究科委員会に諮る。研究科委員会は、これを審議し学位を授与すべきか否かを議決する。この議決には研究科委員会の構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、なおかつ、3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

このように、論文審査委員の人選から学位授与の可否まで研究科委員会で公明・公正に審議されるので、透明性、客観性が保たれている。

## **第 2 節 点検・評価**

### **< 基準の充足状況 >**

本学では学位授与方針（Diploma Policy）に基づき、「学則」「学位規程」「学位規程細則」「学位論文審査基準」に則って学位授与を適切に行っており、基準 4-4 を満たしていると判断される。なお、審査の透明性は、論文審査の最終試験（口頭試問）は審査委員以外の本学専任教員には公開されており、現在の方式で十分担保されていると思われる。

### **(1) 効果が上がっている事項**

教育的効果、学習効果が上がっている事例として、在学生の紀要や学会誌などへの論文投稿、学会発表の数が急増している。

## (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第3節 将来に向けての発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

学生の学会への入会を積極的に促し、論文投稿、学会発表を活発にさせ、学生の学習意欲をさらに高める努力をする。2017（平成29）年度中にすでに投稿中の論文本数が11本あるので、この傾向を持続させる。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第4節 根拠資料

- 4.4-1 国際仏教学大学院大学学位規程
- 4.4-2 国際仏教学大学院大学学位規程細則
- (既出)4.1-1 学位論文審査基準
- (既出)1-2 国際仏教学大学院大学学則

## 第5章 学生の受け入れ

### 第1節 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

「本学の3つの方針」の中に「入学者受け入れ方針（Admission Policy）」として学生の受け入れ方針を明示しており、さらに2016（平成28）年10月19日の研究科委員会において新たに「修得しておくべき知識等の内容・水準」を加えた（資料(既出)1-1,(既出)1-3）。

すなわち、「入学者受け入れ方針」は以下のとおりである。

「基礎学力を有し、勉学意欲、知的探究心旺盛で、過去から学ぶべきものを確実に修得し、なおかつ新たな知見を創造し、将来への展望を開くことができるような学生を日本国内のみならず世界に求める。

<修得しておくべき知識等の内容・水準>

- (1) 仏教学に関する基礎的知識
- (2) 仏教学関係の原典資料を読解する能力
- (3) 仏教学に関する専門論文を読解する能力

以上のように本学は、国内外を問わず、学習意欲が高く、創造力に富む、健全な人物を学生像として設定している。

また、障がいのある学生の受け入れについては、物理的にはキャンパスはバリアフリーになっており車イスの受け入れは可能であるが、職員数が少ないので障がいの程度によっては本学職員だけでサポート体制を取ることは困難な場合があり、個々の事例毎に対応することになっている。

#### (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生募集の一環として、まず本学に興味を示す受験者に大学をよく知ってもらうために毎年オープンキャンパスを年2回開催し、教職員と在学生とで来場者に対応し、勉学内容や受験に関連する相談を受けている。また、図書館を初めとする本学の施設を見学してもらい、より興味を高めてもらっている。

学生募集としては、本学研究科と関連する分野を擁する日本国内及び海外の諸大学（学部、研究科）宛てに、募集要項、大学院案内、学生募集ポスター等を送付し、学生への周知を依頼している（資料5-1,5-2）。この他には、民間で出版している大学や大学院の受験案内書等の調査に回答する形で、本学及び学生募集に関する情報を提供している。リクルート社『社会人&学生のための大学・大学院選び』、及びそのインターネット版にも掲載中である。また、インターネットで本学ホームページに募集情報を掲載している。この募集は2月、9月の年2回行われる。さらに、海外募集を年一回5月に行っている（資料5-3）。

入学者選抜の方法は、日本国内で受験する者に対しては、筆記試験と面接とを課してい

る。海外に居住している者に対しては、出願書類に基づき、面接を行って選考している。

入学試験実施の際には、学長の下、専任教員によって次の委員が設けられる。すなわち、

1. 試験問題作成委員
2. 試験監督委員
3. 採点委員
4. 面接委員

である。面接終了後、全教員が出席する合否判定会議を開き合否を判定する。その後、合否判定会議の結果を研究科委員会に諮り合否を決定する。又、研究科の質を向上させるために学生定員の充足率に配慮しないことがある。

入学者の選抜は本学の「入学者選抜委員会規程」(資料 5-4) に則って行われ、学生の受け入れのあり方について恒常的に検証しながら、受験者の合否の判定から入学者の決定に至るまで全教員の3分の2以上の合議によって決定されるので、透明性は確保されている。

**(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

本学は一学年定員4名で、5年一貫教育制を取っているので学生定員総数は20名である。過去5年間の入学者数は序章第2節でもその数を記したが、定員充足率は下表のとおりである。

入学者数比率の過去5年間の推移  
2012-2016年

	入学者 (A)	入学定員 (B)	A/B (%)
2012年度	4	4	100%
2013年度	3	4	75%
2014年度	3	4	75%
2015年度	3	4	75%
2016年度	3	4	75%

上表の 2012-2016 年の過去 5 年間の定員充足率の平均値は 80%である。これを比較のために、さらに 2007-2011 年の 5 年間に亘って遡及してみると、下表のとおりである。

### 入学者数比率の過去 5 年間の推移

2007-2011 年

	入学者 (A)	入学定員 (B)	A/B (%)
2007 年度	1	4	25%
2008 年度	4	4	100%
2009 年度	3	4	75%
2010 年度	2	4	50%
2011 年度	2	4	50%

この 2007-2011 年の 5 年間の定員充足率の平均値は 60%である。最近 5 年間と、それ以前の 5 年間をくらべてみると、平均充足率で 20%上昇しており、教職員一丸となつての努力によって、近年定員充足率は徐々に改善しつつある。また、留学生の受け入れについて、本学は開学以来、外国人留学生と日本人学生との比率は概ね半々であるが、国際性的の見地から今後ともこの比率を保ちたい。ただ、国際的な多様性という点から見ると現状は留学生の出身地域がアジアに偏っているという問題がある。過去 5 年間の留学生の国別表は次のとおりである。

### 留学生の国別推移表 (過去 5 年間)

H28(2016)年 5 月 1 日現在

	平成 24 年度 2012 年度	平成 25 年度 2013 年度	平成 26 年度 2014 年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度
中 国	6	5	4	2	4
韓 国	0	0	0	1	1
台 湾	0	0	1	2	2
タ イ	0	0	0	0	0
ベトナム	1	1	1	1	1
スリランカ	0	0	0	0	0
ドイツ	1	0	0	0	0
合 計	8	6	6	6	8

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学の「入学者選抜委員会規程」の第 2 条第 2 項に、「前項に加え、委員会は、学生の受入れのあり方について恒常的に検証する。」とあるように (資料 5-4)、学生募集、入学者選抜については、入学者選抜委員会や研究科委員会などにおいて常時検証を加えながら実施

している。

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学は「学生の受け入れ方針（Admission Policy）」に則って学生の受け入れを行い、また学生募集や入学者選抜の実施についても入学者選抜委員会において常時検証を加えているので、基準を充足していると判断される。

#### (1) 効果が上がっている事項

近年、教職員による努力の結果が実りつつあり、入学者増加の傾向がみられ、定員充足率の改善が図られつつある。

#### (2) 改善すべき事項

国際的な多様性という点からすると、外国人留学生の出身地域がアジアに偏っているという現状がある。

## 第3節 将来に向けての発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

本学の世界における認知度を上昇させるために、英語版ホームページの充実を図るなどの努力をし、入学者増加に繋げる。これを2017（平成29）年度中に実現する計画である。

#### (2) 改善すべき事項

留学生出身地域が東アジアに偏っているという状況を改善すべく、英語版ホームページの充実を図るなどの手段によって、欧米地域の学生に対して広報活動を充実させる。これを2017（平成29）年度中に実現する計画である。

## 第4節 根拠資料

- |         |  |
|---------|--|
| (既出)1-1 | 平成28年度 大学院要覧   |
| (既出)1-3 | 平成28年度 大学院案内   |
| 5-1     | 平成28年度 募集要項  |
| 5-2     | Information for Application,2016   |
| 5-3     | 国際仏教学大学院大学ホームページ:<br>Prospective Students>Application<br><a href="http://www.icabs.ac.jp/english/student_e/nyu_an_hakase_e.htm">http://www.icabs.ac.jp/english/student_e/nyu_an_hakase_e.htm</a> |
| 5-4     | 国際仏教学大学院大学入学者選抜委員会規程   |

## 第6章 学生支援

### 第1節 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では本年2016（平成28）年10月19日開催の研究科委員会において「学校法人国際仏教学院行動規範」を制定した。その第4項「教育活動による社会貢献」には、「教育活動により本学の理念・目的に沿った有為な人材を育成し、広く国際社会に貢献することを目指します。そのために必要に応じて教育課程の見直しや授業内容の改善を行います。」とあり、また第6項「教育と研究のための環境維持・整備」には、「よりよい教育のための学習支援、学習環境の整備と、研究成果促進のための研究環境の維持・整備を行います。」とあって、学生支援については本学の行動規範のうちに規定している。

具体的には学生の奨学金制度を設け、「国際仏教学大学院大学奨学金給付規程」及び「国際仏教学大学院大学奨学金給付細則」のもとに運用し（資料6-1,6-2）、入学料・授業料減免措置について「入学料並びに授業料の免除及び徴収猶予に関する内規」を定めて学生の経済的支援を行っている（資料6-3）。また、海外留学生については学生寮の設備を用意して「寄宿舍管理規程」及び「四方寮入居者規則」を設けて学生生活の一助としている（資料6-4,6-5）。

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

##### (ア) 学生の状況把握

留年者及び休・退学者の状況把握は、学生総数が20名未満なので完全にできている。

本年度（2016）には海外留学生の退学者が1名あったが、健康上の理由からであった。学生が授業を幾度か無断欠席した場合には、主として指導教員が、または事務局の職員が、電話、メール、手紙などの手段によって該当学生に連絡を取り、本人から事情を聞くことにしている。したがって休学する者や退学する者の状況は100パーセント把握している。

留年者についても指導教員との話し合いの上で決定されるので、本学に限って修学状況が不明ということはない。

##### (イ) 補習・補助教育

補習・補充教育については、正規の授業科目とは別に、修了要件の単位数には算入されないが、全学生の必修科目の扱いにして毎週一回、通年開講しているのが「仏教学特殊研究」である。これは主として3年次以降の学生にそれぞれのテーマで研究発表をさせ、それを出席の教員、学生全員で批評検討し、指導する授業であり、学生にとって論文作成と発表の訓練の場となっている。また、毎年6人の学外研究者を招き、最新の研究成果を講義してもらい、新知見を得ることができるようにしている。これには教員全員が原則として参加することになっており、この授業を通して全教員が学生一人一人の研究テーマを把握することができ、随時指導の助言を与えることが可能になっている。

また、仏教学研究にはサンスクリットの知識が必須であるが、これの未修者のために「サンスクリット語」を開講し、未修者には必修を課している。

さらに序章第2節で触れたように、従来留学生の日本語能力向上のために「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を設けていたが、仏教学の古典文献の読解能力の向上のために、本年2016（平成28）年10月の冬学期から、現存の「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」に加えて「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を新設し、履修、単位についての説明を『大学院要覧』中に明記した。

以上の仏教学特殊研究と、留学生のための日本語、留学生のための古文・漢文読解、及び未修者のためのサンスクリット語の履修要領は下表に示すとおりである（資料(既出)1-1）。

#### 仏教学特殊研究

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
仏教学特殊研究			◎	◎	◎	◎	◎	全学生。

※本学の修了要件には含まれない。

◎…該当する各年次に履修する。

※この科目は、3年次以降の学生と、外部より招聘する専門研究者が現に取り組んでいる研究について発表し、それを受けて全員で討論を行う。

#### 留学生のための日本語

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
日本語Ⅰ	4	4	○	○	○	○	○	日本語能力試験の1級取得を目指す外国人留学生。
日本語Ⅱ	4	4	○	○	○	○	○	

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する

#### 留学生のための古文・漢文読解

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
古文・漢文読解Ⅰ	4	4	○	○	○	○	○	外国人留学生。
古文・漢文読解Ⅱ	4	4	○	○	○	○	○	

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する



未修者のためのサンスクリット語

授業科目の名称	単位数	最低取得単位数	履修年次					対象者
			1	2	3	4	5	
サンスクリット語	4	4	○	○	○	○	○	未修者。

※本学の修了要件には含まれない。

○…該当するいずれかの年次に履修する。

(ウ) 学習支援

本年度（2016）より、学生の学習支援のために図書館が業務の一環として開始し、仏教研究に必要な基本資料・情報に関する基礎知識を提供している。また、学生が参考文献表(Bibliography)を作成するための技術的な支援も行っている。さらに留学生には、ライティング・サポートを行い、学術的な文章作成における日本語支援を実施している(資料(既出)1-1)。

図書館が行う学生支援プログラムは次のとおりである。

<全学生対象>

1. 基本資料・情報の提供:

- (1)パーリ語・チベット語訳・蒙古語訳・漢語訳等の大蔵経と目録
- (2)サンスクリット語等の仏典叢書、仏典写本目録
- (3)大正蔵経・続蔵経等のテキスト・データベース
- (4)聖語蔵経巻 DVD (学内 LAN)
- (5)日本古写経データベース
- (6)敦煌・トルファン等中央アジア出土仏典と目録
- (7)四庫全書 DVD
- (8)辞書、事典、文献目録等の参考図書
- (9)図書・論文データベース
- (10)研究史に関する著作
- (11)その他

2. 参考文献表(Bibliography)の作成 :

- (1)表記法(日本語・外国語文献)
- (2)略号(日本語・外国語文献)

<留学生対象>

3. ライティング・サポート

(論文、授業での発表用原稿、研究計画書等の日本語チェック)

また、附置国際仏教学研究所も本年度（2016）より学習支援を開始し、サンスクリット仏教写本の研究方法や研究成果、その扱い方などについて学生に解説し、助言することを実施している(資料(既出)1-1)。

国際仏教学研究所が行う学生支援プログラムは以下のとおりである。

1. 国際仏教学研究所専任研究員が「仏教学特殊研究」等の授業で、サンスクリット仏教

写本の研究方法や研究成果について解説する。

2. 指導教員の要請に基づいて、国際仏教学研究所専任研究員がサンスクリット仏教写本を利用する学生に以下の助言を随時行う。

- (1)サンスクリット仏教写本に関する研究資料の紹介
- (2)サンスクリット仏教写本の所在確認方法と複写入手方法
- (3)インターネット上で公開されているサンスクリット仏教写本画像データの検索方法
- (4)サンスクリット仏教写本の方法

また外国人留学生の学習支援については、日本語学習支援として「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の2つの授業科目を設けていたが、さらに本年度（2016）後期より、東アジアの仏教文献読解に資するように「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を設けている（資料(既出)1-1）。

さらに、外国人留学生の授業理解促進を意図して、日本語学習に関わる指導及び支援を行うために、本学課程履修生、本学研究生、本学卒業生の中から教育補助業務担当者を選考することとし、2011（平成23）年10月に卒業生の中から1名を採用した。また、本年度2016（平成28）さらに新たに2名を増員して3名にチューター業務に当たらせている。

以上述べた学生の修学支援における適切性については、これまで主として教務委員会において学生の修学状況を見ながら必要な事柄や問題点を取り上げ、検証し、それを研究科委員会に提案し、その決議を経て改善を行ってきた。その結果として、未修者を対象とする「サンスクリット語」の開講があり、また留学生を対象とするものに、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、及び「古文・漢文読解Ⅰ」、「古文・漢文読解Ⅱ」の開講、及び教育補助業務を設けてのチューター業務がある。

#### （エ）奨学金・授業料減免等

奨学金等の経済的支援については、前述のように本学独自の奨学金制度を設け、「国際仏教学大学院大学奨学金給付規程」及び「国際仏教学大学院大学奨学金給付細則」のもとに運用し、入学金・授業料減免措置について「入学金並びに授業料の免除及び徴収猶予に関する内規」を定めて学生の経済的支援を行っている。

奨学金の給付額は、一般給付が月額8万円で、成績優秀者を対象とした特別給付が月額18万円である。返済の義務はない。

奨学金の受給者状況は下表のとおりである。

国際仏教学大学院大学奨学金受給者一覧（2016年4月1日現在）

	学生・年次	給付期間	種類	国籍
1	4年次学生 (2名)	2015年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	日本
2	4年次学生 (1名)	2015年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	中国
3	4年次学生	2015年4月～	一般給付	韓国

	(1名)	2018年3月	80,000円	
4	2年次学生 (1名)	2015年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	日本
5	2年次学生 (1名)	2015年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	中国
6	2年次学生 (1名)	2015年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	台湾
7	1年次学生 (1名)	2016年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	日本
8	1年次学生 (2名)	2016年4月～ 2018年3月	一般給付 80,000円	中国
9	3年次学生 (2名)	2016年4月～ 2019年3月	一般給付 80,000円	日本
10	3年次学生 (1名)	2016年4月～ 2019年3月	一般給付 80,000円	台湾

また、入学金・授業料減免状況は下表のとおりである。

#### 授業料減免者一覧 (2016年4月1日現在)

	学生・年次	種類	国籍
1	1年次学生 (1名)	全額免除	日本
2	1年次学生 (2名)	全額免除	中国
3	2年次学生 (1名)	全額免除	日本
4	2年次学生 (1名)	全額免除	中国
5	3年次学生 (2名)	全額免除	日本
6	3年次学生 (1名)	全額免除	台湾
7	4年次学生 (2名)	全額免除	日本
8	4年次学生 (1名)	全額免除	中国
9	4年次学生 (1名)	全額免除	韓国

以上のように、現状として在籍学生の半数以上が奨学金や授業料減免の経済的支援を受けており、経済的支援について本学は十分な対応ができています。

さらに学外の奨学制度としては、日本人学生対象の独立行政法人日本学生支援機構による貸与の奨学金のほか、日本人学生対象の小谷育英会「一般奨学制度」による貸与の奨学金（1、2年次学生月額10万円、3～5年次学生月額14万円）や、外国人留学生対象の給付奨学金「インナートリップ国際交流協会在日留学生奨学生」（月額5万円）などがある（資

料(既出)1-1)。

### (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生の健康状態を把握し、健康保持・増進を支援するために、毎年、新入生も含め、5月に外部医療機関に委託して健康診断を行っている。例年、受診率は高く、ほとんどの学生が受診している。

心の問題を抱える学生に対する対応としては、学生相談室を設けて事務局を相談窓口として、カウンセラーによって、

- (1) アカデミック、セクシュアル・ハラスメントに関すること
- (2) 修学に関すること
- (3) 人間関係に関すること
- (4) 生活に関すること
- (5) 心理相談
- (6) その他の相談

などの問題に対応している(資料 6-6)。相談窓口の本学職員と学生との関係は密になっているので、職員は個々の学生の状況を精神状況も含め、概ね把握できている。又、教員と事務職員との関係も密であるので、日常的な接触の中で心身の健康・安全・衛生への配慮を必要とする学生の情報も共有され、その対応も協議できる状況にある。

また、学生の健康管理に対しては、近隣の医院の医師に校医をお願いし、必要なアドバイスを受けることになっている。また医療や安全問題に対応するために学生保険として、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」の加入を扱っており、事故やケガに備えている(資料(既出)1-1)。

ハラスメントについては、前述の2016(平成28)年10月19日開催の研究科委員会において制定した「学校法人国際仏教学院行動規範」の第一項に「仏教が目指す自己と他者との双方の向上に、構成員が互いに努力研鑽します。個人の人格や人権を尊重し、差別やハラスメントなどが起きないように努めます。」とあるとおり(資料 6-7)、本学のハラスメント防止の意識は高まっており、本年2016(平成28)年10月12日に、全学生を対象に専門家を講師として招き、ハラスメント防止の講習会を開催して意識を高めた(資料 6-8)。これは継続的に実施していくことになっている。

### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学は学生定員総数20名のうち、半数は外国人留学生であるので、修了後は帰国する者がほとんどである。日本人学生にしても学部卒業生以上で、他の大学の修士課程を修了してから一年次に入学してくる学生も多い。そのために修了時の年齢が高く、一般企業への就職を希望する学生は極めて少ない。修了者は研究所や大学などで研究職を目指すことになるが、これにはポストが少ない。

このような状況下で、本学ではキャリア支援に関する組織体制を構築するまでに至っていない。もっぱら教員の個人的ネットワークをメインに活用して研究職への方途を探り、

それでこれまで一定の成果を収めてきている。

なお附言すれば、本学附置の日本古写経研究所では優秀な学生について、非常勤ではあるが、プロジェクトの研究員として雇用してきており、また科学研究費補助金等によるプロジェクトの非常勤研究員としての雇用もありうる。

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学では学生支援に関する方針を本学の「行動規範」の中に定めており、学生総数が少ないために目配りが行き届き、修学支援も十分に機能しており、経済的支援についても充実した奨学制度がある。学生の生活支援も適切に行われている。ただし、障がいのある学生の受け入れについては個々の事例毎に対応することになっている。

#### (1) 効果が上がっている事項

本学は学生の外国人留学生比率が高いので、教育環境についてもそれを反映させた支援を行っている。日本語教育のための授業科目の増加、教育補助業務による日常生活と日本語リテラシー向上のための学習支援、奨学金による生活支援などで、手厚くきめ細かい支援が実現できている。補助教育として現在、未修者のための「サンスクリット語」を開講している。これによって仏教文献の読解に大いに役立っている。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第3節 将来に向けての発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

外国人留学生への支援は学生の学修状況、生活状況を見ながら適宜必要に応じて、事務局、教務委員会などで必要な措置を講じていく体制を継続する。「サンスクリット語」の開講によって文献読解の効果があがっているので、2017年度より「サンスクリット語」に加えて「古典チベット語」を開講する。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第4節 根拠資料

- 6-1 国際仏教学大学院大学奨学金給付規程
- 6-2 国際仏教学大学院大学奨学金給付細則
- 6-3 国際仏教学大学院大学入学料並びに授業料の免除及び徴収猶予に関する内規

- 6-4 国際仏教学大学院大学寄宿舍管理規程
- 6-5 国際仏教学大学院大学四方寮入居者規則
- (既出)1-1 平成 28 年度 大学院要覧
- 6-6 学生相談室規程
- 6-7 学校法人国際仏教学院行動規範
- 6-8 平成 28 年度 学生のためのハラスメント防止研修会記録

## 第7章 教育研究等環境

### 第1節 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では2016（平成28）年10月19日開催の研究科委員会において制定した「学校法人国際仏教学院行動規範」第6項の「教育と研究のための環境維持・整備」の項目に、「よりよい教育のための学習支援、学習環境の整備と、研究成果促進のための研究環境の維持・整備を行います。」と定め、教育や研究環境の維持と整備に努める方針を明確化している（資料(既出)6-7）。

#### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学は2010（平成22）年3月29日、従来の港区神谷町のキャンパスから現在の文京区春日の地へ移転した。新キャンパスは従来よりも校地面積も広く、校舎もより大きくなり、十分な収容力がある。緑の多い静かな住宅街にあつて学的環境として優れている。

- ・校地面積：9,107 m<sup>2</sup>（専用・所有）
- ・校舎面積：6,241.42 m<sup>2</sup>（専用・所有）
- ・研究室・講義室等の概要

区 分	状 況
教員研究室	教員研究室 9室
研究員室	研究員室 6室
共同研究室	共同研究に使用 2室（25席、12席）
講義室	大講義室（36席） 1室 中講義室（13席） 1室 小講義室（9席） 1室
講師控室	講師控室（6席） 1室
学生自習室	自習室1（10席） 1室 自習室2（10席） 1室 自習室3（10席） 1室
学生休憩室	学生休憩室（15席） 1室
図書館	2,283.26 m <sup>2</sup> （閲覧席34席、収容可能冊数25.5万冊）
ホール(春日講堂)	公開講座等に使用（200席）
ラウンジ(春日講堂)	ラウンジ（24席） 1室
テラス(春日講堂)	休憩用椅子（8席）
寄宿舍（四方寮）	寮室（外国人留学生用） 8室 ゲストルーム（ゲスト用） 3室

・図書館の概要：後述

学生自習室は、合計3室あり、各室に机（10席）、パソコン1台、プリンター1台、共用書棚がある。各机には、LAN（含無線）の接続口があり、学生が個人のパソコンを持ち込んで接続すれば、常時インターネットに接続できるように設備されている。学生は、学生自習室の他、図書館の書庫、コピー機、図書館の蔵書検索用端末を必要に応じていつでも利用出来るようになっている。

キャンパス・アメニティーに関しては、現在の校地はもともと閑静な住宅街にある国有地で、大きな樹木が多数あった所である。キャンパス建設の際、できるだけ樹木を残すという条件が地元行政の要請であった。それだけに校舎の周りは樹木が多く、教育研究に快適な環境を得られている。また、校舎の建物自体も一般社団法人日本建設業連合会（日建連）が、毎年、優れた建築物に対して与える「BCS賞」を2014（平成26）年度に受賞し、「周辺住宅地に配慮し、高さを抑え分棟化することで、緑の中に見え隠れする快適なキャンパスとなっている。歩道提供、構内緑地公開、さらには味わい深い外装と適切な維持管理により、地域の品格向上に果たした役割は大きい。」という評価を受けた（資料7-1）。このようなキャンパスは現在、日々の適切な維持管理によって、安全と快適さが保たれている。

**(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。**

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、まず現在の蔵書数（2015年度財産目録集計表）は142,670冊で、内訳は図書122,819冊（内国書49,393冊、外国書73,426冊）、雑誌18,346冊（内国雑誌7,259冊、外国雑誌11,087冊、タイトル数は内国雑誌1,153タイトル、外国雑誌1,113タイトル）である。また視聴覚資料1,505点を所蔵し、サンクリット語原典はじめ、欧米諸語の研究図書も充実している。

本学開学時1996（平成8）年4月の蔵書数は79,202冊であり（資料7-2）、個人コレクション8,192冊（新井文庫目録）の受入れを除くと、1年度平均2,760冊程の増加となっている。

選書については、「図書館運営委員会規程」第5条に基づき、全専任教員が出席する図書館運営委員会にて審議され、本学の教育研究に必要な資料が選定されている（資料7-3）。

教職員の推薦する図書、学生の希望する図書も、随時受け付けている（資料7-4）。

現在、外国研究機関148件、国内研究機関132件に本学学術刊行物を寄贈しているが、交換で各大学の研究紀要等の非売品資料を受贈している。国内外の研究者への寄贈は、新刊書や図書館が所蔵しない図書や論文の抜刷の入手にも有効である。寄贈先については、図書館運営委員会にて、本学の教育研究成果の広報と学術交流の観点から逐一検討が行われ、適切に管理・運営されている。

図書館資料の内、冊子体資料は、貴重書を除き、すべて閲覧でき、「日本十進分類法」を基準とした図書館分類法のもとに主題ごとに和洋書の区別なく配架されているので、ブラウジングに適している。



仏教研究の基本資料となる大蔵経について、明治期以降刊行された主要なパーリ文、チベット文、モンゴル文、漢文の各大蔵経、敦煌・トルファン等中央アジア出土の仏典、隋・唐から奈良時代南北朝期までに至る約 5,000 巻の写経・版経からなる『聖語蔵経巻』等を冊子やマイクロ資料、CD/DVD 等のデジタル資料で所蔵する（資料 7-5）。特に、大蔵経については、冊子やマイクロ資料を所蔵していても、デジタル資料が刊行された場合は極力購入し、学内データベースに格納しているので、学内 LAN を通して、自習室、研究室、講義室等、学内どこからでもアクセスし、閲覧と印刷ができる環境にある（資料 7-6,7-7,7-8）。

所蔵資料の書誌情報は、すべて図書館システム Carin（京セラ丸善インテグレーション制作）に登録され、インターネットを通してどこからでも蔵書検索でき、いつでも資料の所在と貸出等の利用状況を確認することができる。

学内利用者については、Carin に利用者サービス機能 MyCarin があり、利用者本人の貸出・予約状況、貸出履歴を知ることができる。

本学日本古写経研究所が制作している「日本古写経データベース」を図書館内の専用パソコンで画像検索・閲覧・印刷ができる。専用パソコンは、漢文大蔵経と敦煌出土漢文仏典の配架場所に隣接して配置され、それら資料との対照が容易であり、漢文仏典研究の利用環境は十分整備されている。

中国最大の漢籍叢書『四庫全書』（文淵閣本）のデジタル版専用パソコンも「日本古写経データベース」専用パソコンに並置され、約 8 億字分の全文テキストデータの検索と印刷が可能である。

無料公開されている電子ジャーナルについては、図書館システムの当該雑誌の書誌情報に"EJ" (E-Journal)の記号を付し、Web サイトとリンク付けしているため、現状では 250 誌について、書誌情報から直接アクセスし、論文の閲覧・印刷等ができる。無料公開雑誌は、国内の機関リポジトリはじめ、海外でも年々増加する傾向にあり、この措置は有効と考える。

本学が所蔵しない中国大陸にて刊行された学術雑誌、新聞、学位論文、学術学会論文については、中国の総合学術情報データベースである CNKI（China National Knowledge Infrastructure、清華大学制作）を利用している。

仏教辞典については、東京大学の Charles Muller 教授と契約し、デジタル仏教辞典 (Digital Dictionary of Buddhism) を学内どこからでも利用できる環境にある。

学術雑誌に関して、新着雑誌コーナーでは、年間受入雑誌 614 誌の内、540 誌をブラウジングできる。図書館はブラウジング効果を重視し、冊子購入を基本としているが、近年ヨーロッパ刊行の学術誌の価格高騰もあり、中国大陸刊行の雑誌で、利用頻度の低いものは冊子購入を中止し、CNKI をより広範に活用する等の施策が必要となっている。

次に電子情報と書誌学的研究成果の発信について述べる。本学の「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 1 項で、図書館は、本学の教育・研究活動の成果と図書館の研究活動の成果を広く社会に還元することにより、社会貢献に寄与することを任務とする、と定めている（資料 7-9）。

図書館は、国立情報学研究所が提供する「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」に参加し、2013（平成 25）年 10 月より「学術成果コレクション」を本学 Web サイトに立ち上

げ、本学の教育研究成果を公表する『研究紀要』、学生の研究成果を公刊する『仙石山仏教学論集』(前誌『仙石山論集』)、日本古写経研究の最新成果を公表する『日本古写経研究所研究紀要』、『いとくら』(日本古写経研究所発行)、『受贈資料リスト』(図書館発行)等、本学逐次刊行物の創刊号より最新号まですべてをデジタル化して世界に発信している(資料 7-10,7-11)。「学術成果コレクション」のダウンロード総数は 2014(平成 26)年度が 16,183 件、27 年度が 14,348 件である。

奈良・平安・鎌倉時代の一切経の存欠状況を一覧化した『日本現存八種一切経対照目録』(日本古写経研究所編纂)や絶版となった国際仏教学研究の叢書も順次公開している。国際仏教学研究の出版物について、将来的には刊行の 2 年後、著者の承諾があれば PDF を公開する予定であり(本学学術刊行物受贈調査英文アンケート)、電子情報の発信は益々加速する見込みである。

「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 3 項で、図書館は、収集した資料を活用した書誌学的研究を推進することを任務とする、と定めている(資料 7-9)。

図書館の出版叢書『大蔵経対照目録』の第 1 冊として、漢文大蔵経の標準版『大正新修大蔵経』と敦煌出土仏典との対照の便宜を図る『大正蔵・敦煌出土仏典対照目録』(暫定第 3 版)(初版 2005 年、第 2 版 2006 年に冊子にて刊行)、『大正新修大蔵経』と本学が所蔵するその他の漢文大蔵経との対照の便宜を図る『大正蔵・九種大蔵経対照目録』(暫定版)を継続編纂し公開している。後者については、2004 年に冊子で出版した『大正蔵・中華蔵(北京版)対照目録』(『大蔵経対照目録』第 2 冊)〈書評:『佛教學セミナー』81(2005), p. 42; 『禅学研究入門』2006, p. 31; 『中国仏教研究入門』2006, p. 6, 50〉に、図書館所蔵の他の漢文大蔵経や『聖語蔵経巻』(刊行中)を追加対照した刊行物で、今後刊行される漢文大蔵経があれば逐一追加する予定である。

現在は図書館運営委員会の承認のもと、『大蔵経対照目録』第 3 冊として、敦煌以外のトルファン、ハラ・ホト等の中央アジア出土漢文仏典の調査を進めている。

仏典の写本目録、大蔵経目録をはじめとする仏典研究に関する書誌学的研究成果を集成した Yasuhiro Sueki: *Bibliographical Sources for Buddhist Studies; from the Viewpoint of Buddhist Philology* に関して、当初は国際仏教学研究の叢書の 1 冊として、初版を 1998 年〈書評: *Journal of the Royal Asiatic Society*, 2000, p. 287; 『東方学』100(2000), pp.159-160; *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens*, 46(2002), pp.259-261 等〉、増補改訂第 2 版を 2008 年に刊行した。〈書評: *Indo-Iranian Journal*, 51(2008), pp. 195-203; *Orientalische Literaturzeitung*, 104(2009), pp.586-587 等〉現在は、年 2 回定期的にデータ更新し、PDF を継続公開している。

『研究紀要』が本学教員の退職記念号となる場合は、当該教員の著作目録を編纂する。

以上、図書館の書誌学的研究成果は、書評や「学術成果コレクション」における PDF の閲覧数、ダウンロード数により広く利用されていることが知られる。

今後も社会貢献に寄与すべく、図書館の研究活動を推進する。

次に図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境の現況を述べる。

#### ア. 図書館の規模

図書館は、地上 3 階地下 1 階の 4 層から構成され、書庫の総床面積は貴重書庫を含め

2,283.26 m<sup>2</sup>であり、1,749 連の書架が設置されている。文部科学省による学術情報基盤実態調査の際に用いられる方法（書架総延長×25冊÷0.9）に基づき、現状の棚数より求めた収容可能な図書の冊数は、255,000 冊程で、今後 40 年以上の収容は確保されている。

閲覧座席は 34 席あり、学生収容定員数（20 名）をはるかに上回っている。

書庫には、各階に OPAC（蔵書検索）用の専用パソコンを各 1 台配置し、さらに無線 LAN を設置しているので、利用者持参のパソコンのインターネット利用もできる環境にある。

#### イ. 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

仏教学の研究図書館として、選書、資料組織化、レファレンス・サービス、書誌学的研究等の業務を円滑に遂行するためには、図書館業務に精通した司書と、仏教学の専門知識を有する職員が必要である。

図書館長（教授）の他、図書館職員 7 名の内、3 名が司書の資格を有し、4 名が本学の兼任研究員である。兼務職員（アルバイト）2 名も、仏教学専攻の博士の学位取得者であり、適切な配置と言える。

#### ウ. 図書館学習支援プログラム

「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 2 項で、図書館は、利用者への多様な支援活動の展開をしながら、本学の教育・研究の発展と充実に寄与することを任務とする、と定めている（資料 7-9）。

従来より実施してきた利用ガイダンスや文献検索ガイダンスとは別に、2016（平成 28）年度より「図書館学生支援プログラム」（「国際仏教学大学院大学附属図書館規程」第 2 条第 2 項別紙）を策定し（資料 7-9）、学生が博士の学位を取得するための支援を 4 名の兼任研究員が行っている。

全学生を対象に、レファレンス・サービスと重なる部分もあるが、各種大蔵経とその目録、各種データベース等、仏教研究に必要な基本資料・情報の紹介と利用方法のガイダンス、参考文献表（Bibliography）の作成方法をサポートしている。

学生と全専任教員が出席する「仏教学特殊研究」の授業に年 2 回、図書館学生支援プログラムが割り当てられており、特に学生の希望が多いプログラムがガイダンス形式で実施されている。その他、グループ別、個別対応等、業務に支障がない範囲で、可能な限り、学生の希望に沿うよう努めている。

留学生には、学生支援の一環として日本語のライティング・サポートを実施し、論文、授業での発表原稿、研究計画書等の日本語のチェックを行っている。

支援プログラムの内容や進め方に対する学生の評価を把握するとともに、図書館運営委員会にて実施報告を行い、教員との連携のもと、学生の成果や課題の把握に努めている。

今後は、仏教研究に必要な基本資料・情報に関する学生の習熟度をアンケート調査し、実施内容・方法に活用する。

#### エ. 開館日数及び時間

図書館棟は大学棟と接続しており、大学全体の施設利用に合わせ、原則、土・日曜日、国民の祝日、創立記念日は閉館としている。

2014（平成 26）年度の開館日数は 240 日であり（資料 7-12）、私立単科大学の平均開館日数 261 日（平成 26 年度学術情報基盤実態調査結果報告書）には及ばないが、年末・年始を除き、長期休業中にまとめて長期閉館することはない。私立大学の夏季休業中の平均開館

日数は27日であるのに対して、41日、冬季休業中の平均3日に対して10日と平均を上回っている。春季休業中の平均29日に対して3日と少ないが、これは、本学春季休業期間が3月26日から3月31日までの6日と定められていることによる。

開館時間は10:00-18:00で、長期休業中は10:00-16:45と短縮されている。

研究機関に所属しない一般の利用者（地域住民含む）については、公共図書館発行の紹介状と身分を証明できるものを持参すれば、閲覧・複写ができる。（資料7-6）

財団法人大学基準協会の大学（認証）評価を受審した2010（平成22）年度より過去6年間の学外利用者の利用者数と利用回数は、以下の表のとおりである（資料7-12）。

学外の利用者数・利用回数

年度（平成）	利用者数	利用回数
22	39	51
23	38	60
24	50	126
25	42	107
26	44	116
27	52	102

利用者の内訳人数は、以下の表のとおりである。（資料7-12）

利用者の内訳人数

年度（平成）	本学修了生	大学・研究機関の教職員	他大学学生	一般利用者
22	1	23	11	4
23	3	23	7	5
24	6	29	7	8
25	3	21	12	6
26	1	24	12	7
27	5	24	16	7

次に、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備について現況を述べる。

本学図書館は、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に参加し、全国の大学図書館との図書、雑誌等の書誌情報の共有化を図っている。図書館システムCarinには蔵書の全書誌情報が自館入力により蓄積されているが、NACSIS-CATへの所蔵情報登録のため、現在NACSIS-CATへの書誌の遡及登録を急いでいる。現在の登録書誌数は43,889件であり、全書誌数112,496件の約40%である。特に仏教学関係図書の書誌登録数は7割弱であり、今後全件の登録を目指し、NACSIS-CAT利用者の便に供する。

国立情報学研究所（NII）の図書館相互貸借サービス（NACSIS-ILL）にも参加し、図書の相互貸借、文献複写の受付・依頼のサービスを実施している。図書の相互貸借については、2015（平成27）年11月より開始した。

2015（平成 27）年度の文献複写の受付・依頼、図書の相互貸借の実績は以下のとおりである（資料 7-12）。

文献複写 受付：95 件 依頼：68 件 相互貸借 受付：7 件 依頼：13 件

NACSIS に関する会計業務については、NACSIS-ILL の料金相殺制に参加しており、会計処理が軽減されている。

#### **(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

学生定員総数 20 名に対しては、上記のようにその教育研究活動を支援するのに十分な環境が用意されている。特に本学においてはその教育研究の形態は文献研究が主たるものなので、図書館の充実は大きなアドバンテージである。

また、各講義室には文献研究に必要な辞書などの工具書類、『大正蔵経』をはじめ数種の大蔵経が複数セット備えられており、教室内で閲覧可能になっている。

教育補助に関しては、既に序章で述べた如く、2011（平成 23）年 10 月 26 日付けで「教育補助業務に関する規程」を設け（資料 7-13）、外国人留学生の授業理解促進のために教育補助業務として日本語学習に関わる指導及び支援を行うべく、指導教員からの要請に基づき本学課程履修生、本学研究生、本学卒業生の中から研究科委員会が選考することとし、同年同月に卒業生の中から担当者 1 名を採用した。また、本年度 2016（平成 28）さらに新たに 2 名を増員して 3 名に教育補助業務に当たらせている。

本年 2016（平成 28）年 10 月の冬学期から、留学生向けの日本語能力習得のための授業は、現存の「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の他に、さらなる日本語リテラシー向上のために「古文・漢文読解Ⅰ」「古文・漢文読解Ⅱ」を新設し、履修、単位についての説明を『大学院要覧』中に明記することにした。

リサーチ・アシスタントは、2005（平成 17）年度から 2009（平成 21）年度の期間で行った文科省の学術フロンティア推進事業による「奈良平安古写経研究拠点の形成」の共同研究において本学の学生を 6 名採用した。又、この共同研究においては、専属事務職として非常勤職員を 7 名採用している。

さらに 2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度にかけて実施した文科省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業による「東アジア仏教写本研究拠点の形成」の共同研究でも、本学の学生をリサーチ・アシスタントとして 3 名採用した。

上述の教育研究環境についての適切性の検証は、教務委員会、図書館運営委員会、国際仏教学研究センター運営委員会などによって必要に応じて検証し、対策を講じている。その例証として、図書館と国際仏教学研究センターにおいて、今年度より業務の一環として学生の学習支援事業を開始したことが挙げられる。これは学生の現状を観察し、図書館及び国際仏教学研究センターの業務を検証し、両機関の運営委員会において計画し、研究科委員会において承認され、実行に移されたものである。

教員の研究費については、個人研究費としては、図書購入の費用として専任教員一人に

つき年額 20 万円、研究職にある職員一人につき年額 10 万円の予算使用枠が与えられている。

研究旅費については、「国際仏教学大学院大学研究費規程」第 5 条、第 6 条中に専任教員及び専任研究員は年間 30 万円以内と規定されている。またそれは年度の残額を上限 30 万として次年度に繰り越すことができる（資料 7-14）。

次に、教員個室等の教員研究室の整備状況であるが、これは、専任の教員・研究員、客員の教員・研究員に専用の個室が与えられている。教員の個室は概ね 22~24 m<sup>2</sup>、研究員のそれは概ね 15 m<sup>2</sup>である。個室には書架も整備され、教員の個室では、論文指導等の授業も行われている。

教員の研究時間を確保させる方途としては、本学は 1 研究科 1 専攻のみの大学であるので、大きな大学のように専任教員が研究活動以外の、大学運営に費やす時間は少ないと思われる。又、専任教員の大学における勤務日は週 3 日とし、勤務日以外の日は在宅研修日とすることになっている（資料 7-15）。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性については、国内外の学会、シンポジウム等の会合の案内は定期的に行われている。また本学において、2005（平成 17）年度から 2009（平成 21）年度、2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度にかけての 10 年間に、国際シンポジウムを 4 回開催した。また、公開研究会は毎年 2 回ずつ開催している。学会も比較的小規模な学会であれば開催することができるので、2012（平成 24）年 7 月 7 日には仏教思想学会の第 28 回学術大会を本学で開催した（資料 7-16）。

#### **(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

本学では 2007（平成 19）年 11 月 1 日に「国際仏教学大学院大学における研究活動に係わる行動規範」を制定し、さらに 2015（平成 27）年 9 月 30 日にこれを改正した。その内容は、

- 1) 研究費の不正使用の禁止。
- 2) 研究活動における捏造、改竄、盗用、等の不正行為や論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為などの禁止。
- 3) 研究活動に伴う守秘義務の遵守。
- 4) 研究活動にあたり、産官学連携に伴う利益相反の発生に留意すること。
- 5) 研究活動における個人の人格と自由の尊重、その属性及び思想信条による差別の禁止、ハラスメントの禁止。
- 6) 不正行為の看過の禁止。

以上の 6 点を具体的に定め、その遵守に努めている（資料 7-17）。

さらに公的研究費の運用については、その運用と管理に関して「国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程」を設けて、その研究費の適正な運用と管理を促して

いる（資料 7-18）。

また、公的研究費の不正な使用があった場合に備えて「国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程」を設けて、調査委員会の設置と運営とを定めている（資料 7-19）。

さらに、公的研究費に関する不正に限らず、学生を含む本学の研究に関わるすべての研究者の研究活動における不正を防止するために「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を定めて、継続的に研修会並びに必要なに応じて個別に研修を行って防止に努めている（資料 7-20,7-21）。

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学では教育研究環境の整備についての方針を定めて、より良い状態の実現に努めている。校地、校舎等の整備も十分行き届いており、教育研究の基礎である図書館も充実している。キャンパス・アメニティに関しても良い状態にあると思われるので、基準を十分充足していると判断される。

#### (1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第3節 将来に向けての発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

特記事項なし。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

## 第4節 根拠資料

(既出)6-7	学校法人国際仏教学院行動規範
7-1	一般社団法人日本建設業連合会ホームページ <a href="http://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/result_year.html?y=2014">http://www.nikkenren.com/kenchiku/bcs/result_year.html?y=2014</a>
7-2	2015年度 財産目録集計表
7-3	国際仏教学大学院大学附属図書館運営委員会規程
7-4	国際仏教学大学院大学附属図書館資料管理規程
7-5	本学の特別図書と刊行物（2016年）

- 7-6 国際仏教学大学院大学ホームページ:図書館利用案内  
<http://www.icabs.ac.jp/library/members.htm>
- 7-7 図書館利用案内
- 7-8 LIBRARY GUIDE
- 7-9 国際仏教学大学院大学附属図書館規程
- 7-10 国際仏教学大学院大学学術成果コレクション規程
- 7-11 国際仏教学大学院大学学術成果コレクション  
<https://icabs.repo.nii.ac.jp>
- 7-12 平成 27 年度 図書館活動報告
- 7-13 教育補助業務に関する規程
- 7-14 国際仏教学大学院大学研究費規程
- 7-15 国際仏教学院就業規程
- 7-16 仏教思想学会第二十八回学術大会プログラム
- 7-17 国際仏教学大学院大学における研究活動に係わる行動規範
- 7-18 国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程
- 7-19 国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程
- 7-20 国際仏教学大学院大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程
- 7-21 公的研究費及び研究活動に関する講習会実施報告書



## 第8章 社会連携・社会貢献

### 第1節 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学が制定した「学校法人国際仏教学院行動規範」第3項の「社会的使命と責務の達成」に、「本学の社会における存在意義を自覚し、常によりよい教育と研究の活動を目指し、それを広く社会に向けて発信することによって、本学の社会的使命を達成します。」とあるように、教育研究の成果を社会に発信することを明記している。

また、同規範の第4項「教育活動による社会貢献」では「教育活動により本学の理念・目的に沿った有為な人材を育成し、広く国際社会に貢献することを目指します。」として、教育活動による国際貢献を行動規範として定め、さらに同規範の第5項「研究活動による社会貢献」では「研究活動を活性化し、最新の研究成果の発信によって広く社会へ貢献し、学問の進歩に役立てます。また啓蒙活動を通じて、地域社会はもとより広く社会へ還元します。」として、研究活動を通じての社会への貢献、啓蒙活動を通じての社会への還元を明記し、行動の規範として明確化している（資料(既出)6-7）。

本学は文系の研究科大学院であるために、産学共同による技術協力や、技術開発、委託研究などとは関わっていないので、具体的な方針は定めていない。ただし行政機関との連携については、協力要請があれば個別に対応することになっている。

たとえば、2017（平成29）年2月22日に開催予定の、文京区との連携事業「学生と区長の対話の集い」には本学の学生を派遣して、事業の目的である「学生の視点から文京区の可能性を見出し、区と区民が協働してより魅力的な街にする方策を探る」に協力することになっている。

さらに地域社会への協力量針としては、後に記す社会還元の一環として公開講座を開講しているが、その「国際仏教学大学院大学公開講座規程」第2条に「本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。」（資料8-1）として、地域社会への貢献、協力を明確にしている。

国際協力については、本学は「春日仏教学講座」を開設しているが、その開催規程「国際仏教学大学院大学「春日仏教学講座」開催規程」第2条に「講座は、海外の代表的な仏教研究者を講師として招聘し、本学ならびにわが国の仏教研究の推進を図ることを目的とする。」（資料8-2）とあるように、広く国際社会から勝れた研究者を招聘して研究の推進を図ることを明記している。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動としては、本学では公開講座、特別講演会、仏典講読講座、公開研究会を毎年開催して広く社会還元を行っているほか、附置日本古写経研究所が研究プロジェクト実施期間に啓蒙誌「いとくら」を2006（平成18）年の第1号から2015（平成27）年の第10号までを発刊した。

公開講座は原則として本学の専任教員が講師となり、年3回無料で開講している。ここ5年間の実施内容を掲げると、以下の表のとおりである。

公開講座実施内容一覧（過去5年間）

開催年度	開催日	講 師	演 題
2012（平成24）年度	5/19（土）	津田 眞一 教授	大乘仏教とは何であったのか？ —反体制的考察—
	10/13（土）	デレアヌ フロリン 教授	佛教における輪廻転生とその論証
	11/10（土）	藤井 教公 教授	東アジア世界と大乘『涅槃経』
2013（平成25）年度	5/18（土）	今西 順吉 教授	観世音菩薩について
	10/12（土）	デレアヌ フロリン 教授	佛教に於ける唯心思想の背景と展開
	11/9（土）	落合 俊典 教授	日本浄土教の学問的出発点 —源信・寛印による浄土教目録の編集—
2014（平成26）年度	5/10（土）	落合 俊典 教授	海を渡った日本の仏典 —ニューヨーク公共図書館蔵 スペンサーコレクション—
	10/11（土）	藤井 教公 教授	聖徳太子と仏教
	11/8（土）	デレアヌ フロリン 教授	唯識瑜伽行派の学匠 世親 —その人と思想—
2015（平成27）年度	5/9（土）	後藤 敏文 教授	夜の太陽と死者の世界 —インド最古の讃歌集『リグ ヴェーダ』より
	10/10（土）	デレアヌ フロリン 教授	世親の根本教義
	11/7（土）	藤井 教公 教授	明恵における神と仏
2016（平成28）年度	5/7（土）	藤井 教公 教授	天皇と仏教
	10/8（土）	今西 順吉 教授	仏教における言語観の展開 —言語重視から言語批判へ—
	11/12（土）	後藤 敏文 教授	死んだ卵の末裔 —『リグヴェーダ』創造讃歌 に見る人類と死の起源

また、過去5年間の公開講座出席者人数は、以下の表のとおりである。

公開講座出席者人数（過去5年間）

開催年度	開催日	講 師	出席者人数
2012（平成24）年度	5/19（土）	津田 眞一 教授	90
	10/13（土）	デアヌ フロリン 教授	43
	11/10（土）	藤井 教公 教授	31
2013（平成25）年度	5/18（土）	今西 順吉 教授	100
	10/12（土）	デアヌ フロリン 教授	70
	11/9（土）	落合 俊典 教授	42
2014（平成26）年度	5/10（土）	落合 俊典 教授	60
	10/11（土）	藤井 教公 教授	92
	11/8（土）	デアヌ フロリン 教授	52
2015（平成27）年度	5/9（土）	後藤 敏文 教授	70
	10/10（土）	デアヌ フロリン 教授	57
	11/7（土）	藤井 教公 教授	77
2016（平成28）年度	5/7（土）	藤井 教公 教授	97
	10/8（土）	今西 順吉 教授	55
	11/12（土）	後藤 敏文 教授	45

また特別講演会は、本学の校地がもと徳川慶喜公の屋敷跡であることに因み、徳川家、及びそのゆかりのある人を講師として招いて講演会を開催し、地域の人々との交流を図るもので、毎年多くの地域の人々が来聴する。その過去5年間の実施内容は以下の表のとおりである。

特別講演会実施内容一覧（過去5年間）

開催年度	開催日	講 師	演 題
2012（平成24）年度	6/2（土）	鮫島 純子 氏 (渋沢栄一氏・ご令孫)	徳川慶喜公と渋沢栄一
2013（平成25）年度	6/1（土）	徳川 慶朝 氏 (徳川慶喜家四代目当主)	徳川慶喜家の食・写真・建物
2014（平成26）年度	5/31（土）	徳川 康久 氏 (靖国神社宮司・徳川慶喜家分家四代目当主)	慶喜公と車
2015（平成27）年度			
2016（平成28）年度	5/28（土）	斉藤 進 氏 (東京都埋蔵文化財センター調査研究部グループリーダー)	春日二丁目西遺跡とその周辺の歴史—中世から近世を中心に—

特別講演会の過去5年間の出席者人数は以下の表のとおりである。

特別講演会出席者人数（過去5年間）

開催年度	開催日	講 師	出席者人数
2012（平成24）年度	6/2（土）	鮫島 純子 氏	158
2013（平成25）年度	6/1（土）	徳川 慶朝 氏	197
2014（平成26）年度	5/31（土）	徳川 康久 氏	153
2015（平成27）年度			
2016（平成28）年度	5/28（土）	斉藤 進 氏	85

また、仏典講読講座も無料で、年7回の開催で、毎年開講している。最近5年間の実施内容は以下の表のとおりである。

仏典講読講座実施内容一覧（過去5年間）

開催年度	開催回数	講 師	題 目
2012（平成24）年度	全7回	デレアヌ フロリン 教授	『唯識三十頌』を読む
2013（平成25）年度	全7回	デレアヌ フロリン 教授	『唯識三十頌』を読む（続）
2014（平成26）年度	全7回	デレアヌ フロリン 教授	『楞伽経』を読む
2015（平成27）年度	全7回	デレアヌ フロリン 教授	『楞伽経』を読む（続）
2016（平成28）年度	全7回	デレアヌ フロリン 教授	『楞伽経』を読む（完）

また、地域交流の一環として、文京区が主体となって生涯学習講座の一つとして「文京アカデミア講座」が開設されているが（資料 8-3）、本学もその活動に協力し、本学教員も講師として参加した。その具体的内容は、以下の表のとおりである。

文京アカデミア講座の本学教員実施内容一覧

開催年度	開催日	講 師	題 目
2012（平成24）年度	第1回 1/29（火）	藤井 教公 教授	仏とはどんな存在か —超人的ブッダと歴史的シヤカー—
	第2回 2/5（火）	藤井 教公 教授	三藏とは何か —仏典の成立とその種類—

	第3回 2/12 (火)	藤井 教公 教授	サンガ(仏教教団)とは何か
	第4回 2/19 (火)	藤井 教公 教授	大乘仏教と小乗仏教
	第5回 2/26 (火)	藤井 教公 教授	東アジア漢字文化圏の中の日本仏教
2013 (平成 25) 年度	第1回 1/21 (火)	藤井 教公 教授	インド仏教の今と昔
	第2回 1/28 (火)	藤井 教公 教授	中国仏教の今と昔
	第3回 2/4 (火)	藤井 教公 教授	日本仏教の今と昔
	第4回 2/18 (火)	藤井 教公 教授	現代の日本仏教と新宗教
	第5回 2/25 (火)	藤井 教公 教授	現代仏教の課題と役割

また公開研究会は附置日本古写経研究所が主体となり、プロジェクト期間中は毎年3回、終了後は毎年2回ずつ開催して研究成果を広く公開し、社会に還元している。過去5年間の公開研究会のプログラムは以下の表のとおりである。

公開研究会実施内容一覧 (過去5年間)

開催年度	開催日	講師	演題
2012 (平成 24) 年度	5/19 (土)	楊 婷婷 氏 (本学プロジェクト 研究補助員・RA)	興聖寺蔵『出三蔵記集』の系統について
		南 宏信 氏 (本学プロジェクト 研究補助員・PD)	新羅義寂撰『無量寿経述記』の研究 —恵谷復元本と身延文庫本—
	11/10 (土)	田戸 大智 氏 (日本古写経研究所 特任研究員)	日本中世における論義 —身延文庫蔵「大乘義章抄」を中心に—
		本井 牧子 氏 (筑波大学助教)	新出の『金蔵論』敦煌本断簡
2013 (平成 25) 年度	5/18 (土)	室屋 安孝 氏 (ライプツィヒ大学 研究院)	金剛寺本『方便心論』について
		山野 千恵子 氏 (日本古写経研究所)	テキスト校訂の理論: 仏教テキスト

		研究員)	
	11/9 (土)	赤塚 祐道 氏 (日本古写経研究所 特任研究員)	密教経軌と請来目録との関係 —金剛寺聖教を中心に—
		三好 俊徳 氏 (名古屋大学大学院 文学研究科研究員)	真福寺大須文庫所蔵『阿婆縛抄』古写本について
2014 (平成 26) 年度	5/10 (土)	佐藤 礼子 氏 (京都大学非常勤講師)	義浄の訳経事業と唐代伝奇
		藤原 重雄 氏 (東京大学史料編纂 所助教)	桂大納言入道(葉室光頼)出家後の動向 —岩屋寺蔵『高僧伝』訓点に寄せて—
	11/8 (土)	小島 裕子 氏 (日本古写経研究所 特任研究員)	一切経と一切経会 —経供養という法会儀礼の視点から—
		矢野 道雄 氏 (京都産業大学特任 教授)	宿曜経の大蔵経本と和本の比較
2015 (平成 27) 年度	5/9 (土)	野呂 靖 氏 (龍谷大学専任講師)	真言宗義まことに味わいあり —頼瑜が依拠した明恵上人門下の思想—
		河上 麻由子 氏 (奈良女子大学准教授)	日本古写経中の『広弘明集』について
	11/7 (土)	藤原 智 氏 (親鸞仏教センター 研究員)	日本古写経『弁正論』と親鸞『教行信証』
		佐々木 勇 氏 (広島大学大学院教授)	春日版「五部大乘経」本文と底本選択理由
2016 (平成 28) 年度	5/7 (土)	新田 優 氏 (本学学生)	敦煌本『堤謂波利経』諸本との関係
		玄 幸子 氏 (関西大学教授)	調査ノートから見る内藤湖南の敦煌学
	11/12 (土)	古瀬 珠水 氏 (東京外国語大学非常勤講師)	新資料興聖寺開山円耳和尚撰『諮詢仏法録』について
		藤本 孝一 氏	国宝『金剛場陀羅尼経』は最

		(龍谷大学客員教授)	古の写本か！ —評郡制度と奥書—
--	--	------------	---------------------

国際シンポジウムは、2005（平成 17）年度から 2009（平成 21）年度、2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度にかけての 10 年間に 4 回開催し、社会に研究成果を公開した。

学外組織との連携協力による教育研究の推進としては、第 3 章で触れたとおり、本学は海外協定校との国際交流を推進しており、2016（平成 28）年 5 月 26、27 日の両日にかけて大谷大学において、同大学と本学、およびハンガリーのエトヴェシュ・ロラーンド大学の 3 大学合同で国際シンポジウム「仏陀の言葉とその解釈」を開催して、本学から教員 2 名を派遣し、教育研究の推進を図った。この連携協力事業は継続的に実施することになっており、2017（平成 29）年には、ハンガリーのエトヴェシュ・ロラーンド大学でシンポジウムを開催し、それに教員を派遣することとなっている。

以上のことは国際交流事業の一環でもあり、現在、協定締結を交渉中であるフランス国立高等研究院（EPHE）との学術交流協定が来年度に実現されればさらに国際交流が推進される。

社会連携・社会貢献における適切性の検証は次のとおりである。すなわち、公開講座、春日仏教学講座、特別講演会、仏典講読講座、公開研究会などの計画立案には公開講座委員会及び事務局が関わり、この段階で、前年度の反省を踏まえて計画の適切性が検証され、見直しを経た計画は最終的に学長が招集する研究科委員会の承認によって決定される。

また、社会連携・社会貢献に関する事からは事務局が対外折衝の窓口となり、外部機関からの協力要請などに応じている。以上のような体制で、適切性の検証は、それぞれの計画立案の段階でなされ、必要に応じて具体的対応がなされてきた。

## 第 2 節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学では社会連携・社会貢献という点について「行動規範」の中でその指針を示しており、また具体的に地域交流を実施し、一般社会へ教育研究の成果を還元している。さらに国際交流も推進している。このような諸点から判断して、本学は基準を充足していると判断される。

#### (1) 効果が上がっている事項

地域交流の実が上がっている例として、以下のことがある（資料 8-4）。

1. 本学職員が文京区立金富小学校学校運営連絡協議会の委員を委嘱され、近隣の区立中学校校長、近隣町会長と共に協議会に出席し、学校運営について協議、評価をしている。（平成 22 年度より）

2. 春季に1回金富小学校の児童が管轄の消防署より派遣された消防士、消防車を対象とした写生大会を実施する際にキャンパスの一部を提供している。(2015(平成27)年度より)
3. 秋季に1回金富小学校の児童が落ち葉の観察をするための授業にキャンパスの一部を提供している。(2015(平成27)年度より)
4. 文京区からの要請による近隣区立小学校の低学年児童を対象とした、いわゆる学童保育にキャンパスの一部を提供している。(2012(平成24)年度より)

## (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第3節 将来に向けての発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

近隣の教育機関からの要請による協力、キャンパスの開放、等を継続する。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第4節 根拠資料

(既出)6-7	学校法人国際仏教学院行動規範
8-1	国際仏教学大学院大学公開講座規程
8-2	国際仏教学大学院「春日仏教学講座」開催規程
8-3	アカデミア講座ホームページ <a href="https://www.b-academy.jp/manabi/course">https://www.b-academy.jp/manabi/course</a>
8-4	委嘱状 他(学校運営連絡協議会委員)



## 第9章 管理運営・財務

### 9-1 管理運営

#### 第1節 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

これまで本学では、管理運営方針は定めていなかったが、2016（平成28）年10月に本学の理念・目的の実現に向けた「学校法人国際仏教学院行動規範」を制定し、これを改正した際、新たに管理運営の基本方針を盛り込み学内に周知した。本学は、1研究科1専攻からなる独立大学院である。本学の基本方策は、その管理運営の基本方針を踏まえ、「国際仏教学大学院大学学則」（以下「学則」という。）に基づいて、全専任教員を構成員とする研究科委員会の審議を経て、学長が決定している（資料(既出)1-2）。研究科委員会の審議事項は以下のとおりである。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

上記第3号にいう「学長が定めるもの」は以下の事項としている。

- ・ 研究指導（講義、演習、論文作成指導）及びその担当者に関する事項
- ・ 入学試験及び学科試験に関する事項
- ・ 学位論文の審査に関する事項
- ・ 学生の懲戒に関する事項
- ・ 学長から諮問された事項

また、上記の他、以下の事項についても審議し、学長に意見を述べるができるとしている。

- (1) 休学、留年、退学など学生の身分に関する事項
- (2) 奨学生等の推薦に関する事項
- (3) 学生の指導及び表彰に関する事項
- (4) その他審議を必要と認めた事項

審議を丁寧に行うため、研究科委員会の下に、専任教員を構成員とする委員会を設け、議案を研究科委員会に諮る前に当該の委員会において審議している。これらの委員会のうち主に大学の管理運営に関わるものは、教務委員会、入学者選抜委員会、編集委員会、ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会、国際仏教学研究所運営委員会、著作物刊行委員会、日本古写経研究所運営委員会、日本古写経研究所編集委員会、図書館運営委員会、などである。

大学の意思決定プロセスとしての会議の開催・運営は以下のとおりである。

研究科委員会、その他の委員会とも事前に開催日時と議案を記した開催案内の文書を各委員に郵送し通知している。会議の席では議事次第と議案資料を配付し、研究科委員会で

は学長が議長となり、その他の委員会では各委員会の委員長が議長となって議事を進行する。会議の冒頭には前回の会議の議事録を確認し確定している。会議には事務局長と事務職員が同席し、会議の進行を補佐し議事を記録している。会議の開催頻度は、研究科委員会は8月を除いて毎月1回定例で開催し、必要に応じて年に数回臨時で開催している。その他の委員会は概ね2カ月に1回程度の開催である。また、大学と附置研究所、附属図書館との連絡・調整を意図して、規程上の合議体ではないが、連絡会と称する会議を設け、これを研究科委員会開催の1週間前に開催し、ここに学長、研究所長、図書館長、事務局長、事務局職員、研究所事務室の長、図書館事務室の長が出席し連絡・調整を図っている。以上のように大学の意思決定プロセスは明確である。

法人の権限と責任については、「学校法人国際仏教学院寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に「理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定されている（資料9.1-1）。法人の意思決定プロセスとしての理事会、評議員会の開催・運営は、上述の研究科委員会、その他の委員会と同様のプロセスで行っている。

以上のように、大学と法人の権限と責任は明確である。

## **(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

「学則」、「寄附行為」をはじめとする管理運営に関する諸規程は、関係法令に基づき整備している。法令改正や現状変更等による諸規程の改正は適宜行い、関係法令や現状との齟齬が無いように整備している。諸規程の改正手続きは、当該規程の改廃条項に基づいて、関係する事務部門が改正原案を作成し、関係する委員会に諮り、理事会あるいは研究科委員会の審議に付している。大学、法人の管理運営はこれらの関係諸規程に基づいて行っている。

学則に「学長は本大学院を統轄する」と規定されているように、学長は大学運営の権限と責任を有している。研究科長は、学長が兼任することになっている（資料(既出)1-2）。

学長の選考は、「国際仏教学大学院大学学長選任規程」に基づいて、研究科委員会が理事会に学長候補者を推薦し、これを理事会が選考し、理事長が任命している（資料9.1-2）。研究科委員会が理事会に学長候補者を推薦する際には、事前に研究科委員会の議案として審議している。当該審議において学長候補者は互選によって決定している。

その他の委員会の委員長の選考は、当該規程の選任条項に基づいて行っている。

法人の管理運営は、「寄附行為」に「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」、「理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定されている。また、評議員会は、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。」として、諮問機関として規定されている（資料9.1-1）。役員構成は理事5名、監事2名であり、理事5名のうち理事長、学長を含む3名が本学の専任教員であり、残りの理事2名と監事2名は学外の有識者である。評議員は13名であり、そのうちの8名は学外の有識者である（資料9.1-3）。

## **(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

本学の事務組織は、「国際仏教学院事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）に基づいて設置されている。大学事務局は事務局長の統括のもと、総務課、教務・学生課、経理課の3課を置き、附置研究所、附属図書館は個別の事務組織を有している（資料9.1-4）。

人員配置は、大学事務局においては総務課2名、教務・学生課2名、経理課2名、そして、附置研究所、附属図書館においては、それぞれ、2名、7名の本務職員を置いている。加えて、大学事務局、附置研究所、附属図書館に事務職の兼務職員としてパートタイムの職員16名を置き、また、清掃、施錠管理等の事務職以外の職務は、本務職員1名の下に派遣職員4名を置いて対応している。

業務内容の多様化への対応は、事務組織規程に記されている職務分掌の変更をもって行うこととしている。

なお、管理運営は明文化された規程に基づいて行っているため、現行規程の不備や不足規程の整備など実態と規程の整合性等に関しては、日常的には事務局長が主導して検証している。

自己点検・評価については、全般的な検証を行うため2016年初頭に学長、教務委員長、事務局長、教務・学生課長を構成員とする作業部会を設け、そのような作業部会での検証過程において行動規範や管理運営方針が提起され策定されるに至った。なお、作業部会での検証・議論は、自己点検・評価委員会を経て研究科委員会で審議・決定され実行される。

#### **(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、学外から講師を招いて職員を対象にした研修会を開催する、あるいは、学外で開催される研修会へ職員が参加する（資料9.1-5）、また、実務の際に業務知識・技術が優位にある職員がそうでない職員に教える、等により業務知識・技術の向上を図っている。

## **第2節 点検・評価**

### **<基準の充足状況>**

管理運営方針を策定し学内に周知した。管理運営は明文化した規程によって行っている。研究科委員会（教授会）の権限、責任は明確である。大学と法人組織の権限、責任は明確である。事務組織は適切に設置され十分に機能している。事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じている。以上のようなことから基準を充足していると判断される。

#### **(1) 効果が上がっている事項**

実務の際に業務知識・技術が優位にある職員がそうでない職員に教える方法は、職員の業務知識・技術の向上に効果がある。

#### **(2) 改善すべき事項**

特記事項なし。

### 第3節 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

業務遂行において業務知識・技術がある職員が他の職員に教える体制を維持し、併せて業務遂行に資する外部研修を受ける機会を設ける。

#### (2) 改善すべき事項

特記事項なし。

### 第4節 根拠資料

(既出)1-2	国際仏教学大学院大学学則
9.1-1	学校法人国際仏教学院寄附行為
9.1-2	国際仏教学大学院大学学長選任規程
9.1-3	役員名簿
9.1-4	学校法人国際仏教学院事務組織規程
9.1-5	研修会等参加記録簿

## 9-2 財務

### 第1節 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、一学年4名、全学学生定員20名で編成される小規模な独立大学院であるため、入学金収入や授業料収入を大学運営の財政的基盤とするのは困難である。本学の主な収入源は支援母体からの寄附金収入、基金（第3号基本金特定資産）の利子収入、文科省からの国庫補助金収入であり、これが財政的基盤となっている。支援母体からの寄附金は、創立以来、大学の運営資金として毎年、安定的に拠出されている（資料9.2-1～12）。

外部資金の受入れとして、科研費の取得は、2016（平成28）年度現在において専任教員6名のうち2名、専任研究員1名、主任研究員1名であり、総額14,170,000円である（資料9.2-13）。

財務比率を見ると、事業活動収支（消費収支）計算書関係比率のうち教育研究環境に関する指標である「教育研究経費比率」の過去5年間の推移は45.8%から65.3%である。全国的な平均と比較すると高い比率である。この間の経常収入（帰属収入）に特段の減少はないので、財政的な教育研究環境は良いといえよう。貸借対照表関係比率のうち純資産構成比率（自己資金構成比率）の過去5年間の推移は概ね100%である（資料9.2-7～10）。

#### (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成及び予算執行は、「学校法人国際仏教学院経理規程」に基づいて行っている。予算の編成は、各部門が予算要求書を事務局経理課に提出し、事務局経理課は提出された各部門の予算要求書を基に法人・大学全体の積算明細書と予算案を作成する。予算案は評議員会、理事会において審議、承認され年度予算として確定する。確定した年度予算は各部門に配付され執行される。大学・法人全体の予算執行管理は、事務局経理課が資金収支計算書、事業活動収支（消費収支）計算書、試算表、等を学校法人会計基準に則った経理処理により、予算と実績を比較した月次報告として毎月作成して行っている。

本学における財務監査は、「学校法人国際仏教学院寄附行為」に基づく監事による監査と私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査がある。監事と公認会計士は期末と決算確定時に会計監査の状況等について意見交換をする面談の機会を設けている。

なお、予算編成や予算執行など財務に関する事項は、その妥当性や当該規程との整合性、処理の機能性、等について日常的には事務局長が主導して検証している。

自己点検・評価については、全般的な検証を行うため2016年初頭に学長、教務委員長、事務局長、教務・学生課長を構成員とする作業部会を設け検証した。なお、作業部会での検証・議論は、自己点検・評価委員会を経て研究科委員会で審議・決定され実行される。

### 第2節 点検・評価

#### <基準の充足状況>

財政的基盤の一つである支援母体からの寄附金は2014（平成26）年度、2015（27年）度と連続して増額しており、財政的基盤は安定している。予算編成及び予算執行は関係規程に基づいて適切に行っている。以上のようなことから基準を充足していると判断される。

##### (1) 効果が上がっている事項

開学以来実施している授業料の減免、本学奨学金の支給が学生の勉学時間の確保に役立ち、学生の論文投稿数が上昇している。

##### (2) 改善すべき事項

専任教員、専任研究員に対する財政的な研究支援が不足している。

#### 第3節 将来に向けた発展方策

##### (1) 効果が上がっている事項

授業料の減免、奨学金の支給を中心とする本学の奨学制度を維持する。

##### (2) 改善すべき事項

教育研究の効果を向上させるために専任教員、専任研究員個人に対する研究支援として2016（平成28）年度より研究旅費の支給を制度化し財政措置をする。

#### 第4節 根拠資料

9.2-1	平成23年度	計算書類
9.2-2	平成24年度	計算書類
9.2-3	平成25年度	計算書類
9.2-4	平成26年度	計算書類
9.2-5	平成27年度	計算書類
9.2-6	平成28年度	計算書類
9.2-7	5ヵ年連続資金収支計算書	
9.2-8	5ヵ年連続消費収支計算書	
9.2-9	5ヵ年連続事業活動収支計算書	
9.2-10	5ヵ年連続貸借対照表	
9.2-11	財産目録（平成29年3月31日現在）	
9.2-12	平成28年度事業報告書	
9.2-13	科研費取得額一覧表（平成24年度～28年度）	

## 第10章 内部質保証

### 第1節 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

序章第1節で述べたとおり、本学は自己点検・評価を実施するために大学基準協会に入会し、2001（平成13）年6月1日に学則第1条の2第2項に基づいて「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」を設け（資料10-1）、自己点検・評価委員会を設置して、2002（平成14）年に第1次自己点検・評価を実施した。それ以降2009（平成21）年に第2次自己点検・評価を実施し、2010（平成22）年1月29日付けで「点検・評価報告書」を大学基準協会へ提出し、認証評価を申請した。同協会から、翌2011（平成23）年にこの受審に対する評価として、2018（平成30）年3月31日までの認定期間で「大学基準に適合している」との評価を受けた。

上記の点検・評価の結果としての「平成21年度点検・評価報告書」と、それに対する大学基準協会からの「大学評価（認証評価）結果」をインターネットの本学ホームページ上に掲載して（資料10-2）社会へ公表する責務を果たしている。

また、本学ホームページ上の「情報公開」のページでは（資料10-3）点検・評価の結果以外にも、過去5年間に亘る本学の財務状況（事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事の監査報告書）や、過去5年間の在学生数、学位授与状況などの情報を公開している。

なお、本学はその後、改善に取り組み、2014（平成26）年に大学基準協会へ「改善報告書」を提出した。その「改善報告書」に対する大学基準協会の検討結果に記された、さらに改善すべき点について取り組んで改善を行い、その結果を序章の第2節「前回の認証評価以降の改善措置」において述べた。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では上記のように、2001（平成13）年6月1日から施行した「国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程」（資料10-1）に基づいて設置した自己点検・評価委員会によって、自己点検・評価を行っている。

その結果を受け、教育研究と管理運営の様々な活動について、質的保証と質的向上を図るために、次のような方針を立て、「自己点検・評価に関する規程」の整備を行った。すなわち、内部質保証の最高責任者を学長とし、その指揮のもとに内部質保証を掌る組織を自己点検・評価委員会として定め、この委員会を中心に点検評価を行う。そしてその結果に基づいた改善・改革案を同委員会が策定し、その案の実行支援までを行うことにし、これによって内部質保証システムを構築することとしたのである。以上を盛り込んだ「自己点検・評価に関する規程」の整備案を、2016（平成28）年12月14日開催の自己点検・評価委員会で策定し、同日開催の研究科委員会において承認され確定した（資料10-1）。

具体的にはまず「自己点検・評価に関する規程」の第 1 条に、自己点検・評価委員会が自己点検・評価のみでなく、その後の改善・改革にも関わることを明確にする語句を加えて、「この規程は、国際仏教学大学院大学学則第 1 条の 2 第 2 項に基づき、本学の自己点検・評価及びその結果に基づく改善・改革について必要な事項を定めることを目的とする。」とした。そして第 1 条の 2 に「自己点検・評価は、それに基づいて本学の改善・改革を推進し、内部質保証に資するために実施する」と規定した。

そして、自己点検・評価の際に、より客観的な視点と評価が可能になるように、第 2 条第 2 号を一部改訂し、委員会の構成員に外部評価委員 2 名を加えることができるようにした。

また、内部質保証の方針と手続きを明確化するために、同じく「自己点検・評価に関する規程」の第 1 条の 2 第 2 項に「前項の内部質保証に関する方針は別紙のとおりとする。」として「内部質保証に関する方針」を定めた。それは次のとおりである（資料 10-1）。

#### 「内部質保証に関する方針」

1. 自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）は、毎年、教育研究と管理運営の諸活動に対する自己点検・評価を行う。
2. 委員会はその自己点検・評価に基づいて、諸活動の当初計画の変更・廃止を含む改善・改革案を策定し、それを責任者である学長に報告する。
3. 学長は、自己点検・評価に基づく改善・改革案を研究科委員会に諮りこれを策定する。
4. 学長の指揮、委員会の支援のもとに各部門はその改善・改革を実施する。
5. その実施結果について、1. のように自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、以下、循環的にそれぞれ 2 から 4 の段階を経ることによって、内部質保証を螺旋状に向上させる。
6. 本学構成員は研究科委員会、学長によって策定された改善・改革策と、自己点検・評価委員会によって示された結果を共有し、構成員各自が内部質保証の向上に努めるものとする。

自己点検・評価委員会は従来の自己点検・評価の任務役割のほかに、点検・評価の結果に基づいて、その改善・改革案の策定を行い、さらにその案の実行支援にまで関わる役割を果たす組織という位置づけにし、これによって内部質保証に責任を負うことにしたのである。そのことを同委員会の規程第 3 条に、委員会の「任務」として次のように記載した。

- (1) 自己点検・評価の方針の策定



- (2) 自己点検・評価の実施項目、実施内容及び実施方法に関する事項の策定
- (3) 自己点検・評価の実施日程に関する事項の策定
- (4) 自己点検・評価の実施及びその結果に基づく改善・改革案の策定と実行支援
- (5) その他、自己点検・評価に必要な事項

また、第5条を「自己点検・評価は毎年実施し、5年を周期として集約し、「自己点検・評価報告書」を作成する。」として、点検・評価を毎年実施し、5年ごとに集約して、総括的に点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成することにした。

このように内部質保証を掌る中心的組織を自己点検・評価委員会として定め、そして内部質保証のシステムをPDCAサイクルに範を取って構築した。その流れを記すと、

#### [検証] (Check)

まず、本学における自己点検・評価は、毎年自己点検・評価委員会によって実施され、その年度内での教育研究面、管理運営面において改善すべき問題点、長所となった点などを洗い出して検討する。年度末にその検討結果をまとめて最高統括者としての学長に報告する。なお、全体の集約的自己点検・評価は5年ごとのスパンで実施する。このときは外部評価委員2名が参加する。

#### [改善] (Act)

学長は自己点検・評価委員会が年度毎（及び5年ごと）にまとめた検討結果を承けて、自己点検・評価委員会を招集開催する。委員会は点検評価の結果に基づいて、長所の進展、短所欠点の修正などの改善案を策定する。委員会はそれを学長に報告する。

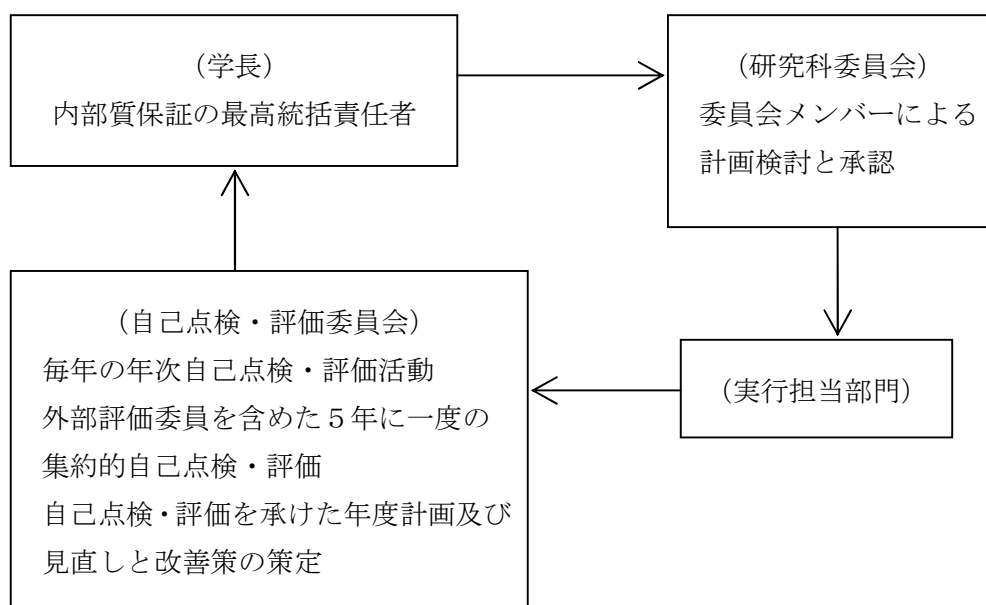
#### [計画] (Plan)

自己点検・評価委員会の改善・改革案の結果報告を承けた学長は研究科委員会を開催し、研究科委員全員の討議によって、改善計画案を検討策定し、それらの実行策を検討する。

#### [実行] (Do)

研究科委員会によって決定された実行案をそれぞれの担当部門が実行に移す。その実行結果は自己点検・評価委員会によって検証評価され、その検証結果は同委員会にフィードバックされ、改善策が検討される、という具合に次々に循環的に機能する。

以上を図示すると、次のようである。



構成員のコンプライアンスについては、本学は2016（平成28）年10月19日開催の研究科委員会において「学校法人国際仏教学院行動規範」を制定した（資料(既出)6-7）。その第2項の「遵法と自治の精神」に「本学の教育、研究、運営などのすべての活動において、法令や社会規範、及び公序良俗に违背せず、仏教の倫理観に基づいて行動し、大学の自治を目指します。」と謳い、本学構成員に周知されており、その遵法意識は高い。また、特に研究活動における不正については、「国際仏教学大学院大学における研究活動に係わる行動規範」「国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程」「国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程」「国際仏教学大学院大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」などの規程（資料(既出)7-17～7-20）を設けて不正防止に努めている。

ハラスメントについては、上記の本学行動規範の第1項の「仏教精神に基づく行動」に「仏教が目指す自己と他者との双方の向上に、構成員が互いに努力研鑽します。個人の人格や人権を尊重し、差別やハラスメントなどが起きないように努めます。」と定め、構成員全員に注意を促しており、2016（平成28）年10月12日に、全学生を対象に専門家を講師として招き、ハラスメント防止の講習会を開催して意識を高めた。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

組織レベルでは、自己点検・評価委員会を2016（平成28）年度に3回開催して内部質保証のシステム構築に取り組み、構成員全員の自己点検・評価に対する意識の高揚に努めた。

また前述のように、自己点検・評価委員会を、内部質保証を掌管する組織として新たに位置づけ、内部質保証の手続きの明確化のために「内部質保証に関する方針」を策定した。この方針のもとにPDCAサイクルをモデルにして内部質保証システムを構築し、自己点検・評価の結果をもとに改善・改革のできる体制を整えたところである。

個人レベルでは、授業に関しては、学生による授業アンケートによって教員はそれぞれ

の長短を知ることができ、それをフィードバックしている。また、毎年のFD委員会の開催による講習会に参加して授業スキルの向上に役立てている。しかし、教員同士の授業参観までは実行していない。これは本学の学生数が少なく、授業の出席者が多くとも4、5人、授業によってはマンツーマンの場合もあるという事情による。

教員や研究員の研究業績については、教員の場合は本学ホームページに「教員一覧」のページがあり（資料10-4）、そこで紹介されているが、しかし、これは完全な研究業績一覧ではない。本学では教員個々の教育研究活動のデータベース化は実現できておらず、この点については改善の余地がある。

しかし、大学全体の教育研究活動のデータベース化はすでになされており、「学術成果コレクション」として電子化されており、インターネットを通じて学内外に無償で提供されている（資料(既出)7-10）。その具体的内容は、次の通りである。

学術雑誌論文	……	本学紀要、仙石山仏教学論集、学外団体の学会誌の論文
研究報告書	……	科研費等研究助成金による研究成果の報告書
学位論文	……	博士論文、論文要旨・論文審査の結果の要旨
図書	……	図書全体、図書の一部（図書に掲載された論文等）
電子資料	……	電子出版されたドキュメント
会議資料	……	講演会資料、研究会資料、会議録
広報誌	……	「いとくら」、受贈資料リスト

自己点検・評価に関する学外者の意見という点については、本学はこれまで研究プロジェクトを除いては学外者を評価委員として容れてこなかった。しかし、このたび内部質保証の体制整備に伴い、自己点検・評価の客観性と妥当性をより高めるために「自己点検・評価に関する規程」を2016（平成28）年12月14日開催の自己点検・評価委員会において「自己点検・評価に関する規程」の第2条第2号を一部改訂し、この改定案は同日開催の研究科委員会で承認され、自己点検・評価委員会の構成員に外部評価委員2名を加えることとなった。この外部評価委員は学長が学識経験者、有識者の中から任命することになっている。

認証評価機関は、本学の場合は大学基準協会であるが、その指摘事項については、序章第2節「前回の認証評価以降の改善措置」で述べたとおり、大学を挙げて対応し、可能な限りの改善措置を取ってきている。

## 第2節 点検・評価

### <基準の充足状況>

本学は点検・評価の結果を報告書としてまとめ、それをホームページ上に掲載して公表している。その点で社会に対する説明責任は果たされていると考えられる。内部質保証に関する明確な方針や実行システムはこれまで十全には整備されていなかったが、このたび「内部質保証に関する方針」を定めると共に、自己点検・評価委員会を点検評価の組織であると同時に内部質保証の責任を負う組織として位置づけたうえで、PDCAサイクルをモデルとしたシステムを構築した。その意味で本学は自己点検・評価の結果を改善・改革に繋

げて内部質保証に関してより完全なものとしていくルールが敷かれた段階だといえよう。したがって現段階において基準はおおむね充足されているといえる。

#### (1) 効果が上がっている事項

内部質保証のより客観化と妥当性を高めるために、自己点検・評価委員会の委員に外部委員 2 名の増員を決定した。また内部質保証の実施組織として、自己点検・評価委員会を位置づけた。これは点検評価の実施者が、最もよくその評価結果を認識し、改善・改革について検討が可能であると考えからである。

#### (2) 改善すべき事項

本学においては、教員、研究員の教育研究業績のデータベース化が未整備である。教員は本学ホームページ上に「教員一覧」のページがあり、そこで業績が紹介されているが、個人によって精粗があり、完全なものではない。研究員の場合は紹介ページがない。この点については、早急に教員・研究員の業績データベースを構築すべきであろう。

### 第3節 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

外部評価委員の選定と評価方法について今後具体的に検討していく予定である。

外部評価委員には先に自己点検・評価委員会でとりまとめた報告書を点検、検討してもらうことになるだろう。これによって、別な視点からの点検評価が可能になることが期待される。

#### (2) 改善すべき事項

教員・研究員の教育研究業績のデータベース化が未整備なので、これについてはフォーマットを用意して個人が入力することによって構築する。

### 第4節 根拠資料

- |          |  |
|----------|--|
| 10-1     | 国際仏教学大学院大学自己点検・評価に関する規程  |
| 10-2     | 国際仏教学大学院大学ホームページ:大学評価<br><a href="http://www.icabs.ac.jp/college/univ_accredit.htm">http://www.icabs.ac.jp/college/univ_accredit.htm</a> |
| 10-3     | 国際仏教学大学院大学ホームページ:情報公開<br><a href="http://www.icabs.ac.jp/college/disclosure.htm">http://www.icabs.ac.jp/college/disclosure.htm</a>       |
| (既出)6-7  | 学校法人国際仏教学院行動規範   |
| (既出)7-17 | 国際仏教学大学院大学における研究活動に係わる行動規範   |
| (既出)7-18 | 国際仏教学大学院大学における公的研究費運用・管理規程   |
| (既出)7-19 | 国際仏教学大学院大学における公的研究費の不正使用の調査等に関する規程   |
| (既出)7-20 | 国際仏教学大学院大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程   |

- 10-4 国際仏教学大学院大学ホームページ:平成 28 年度教員一覧  
<http://www.icabs.ac.jp/kenkyu/kyouin.htm>
- (既出)7-10 国際仏教学大学院大学学術成果コレクション規程

## 終章

これまで 10 章に亘って自己点検・評価の結果を記してきた。本報告書は本学の自己点検・評価委員会の委員の中から作業グループを組織して原案を作成し、それを委員会に上程して委員全体で討議し、研究科委員会の議を経て成案となったものである。その過程で明らかになった本学の特徴、長所短所を以下に記し、長所の進展、短所の改善に繋げていきたい。

本学の特徴は 5 年制一貫教育の単科大学院大学であることである。また、入学定員も 1 学年 4 名で、学生総定員数は 20 名である。現在の在学学生数は 13 名である。この学生総定員数は授業を少人数のものにしており、きめ細かい行き届いた指導を可能にしている。また、教員は指導学生以外の多くの学生の研究テーマを知悉しており、複数の教員による適切な指導を可能にしている。

しかし、こうした教育上の利点の反面、入学予定者が 1 名でも辞退すると、定員管理に大きく影響することになる。

今一つの本学の特徴は、学生の半数以上が海外からの留学生であるということである。本学は国際的に広く活躍できる仏教研究者を養成することを目的としているが、この点では現状は理念に沿っているといえるであろう。

今回の点検評価で明らかになった長所は、

1. 本学図書館は仏教の基本的文献資料である大蔵経を網羅的に収蔵していること。
2. 本学の教員研究組織は 1 研究科 1 専攻から成っているので、その理念・目的も明確であること。
3. 教員の資質向上のために、国際交流協定を締結している海外の大学との間で、シンポジウム開催などを通じて国際交流を推進していること。
4. 本学は外国人留学生を積極的に受け入れており、そのため日本語教育のための授業科目の増加、教育補助業務による日常生活と日本語リテラシー向上のための学習支援、奨学金による生活支援などの対応をしており、きめ細かい支援が実現できていること。
5. 全学生を対象として、附属図書館と附置国際仏教学研究センターとで学生の教育支援を開始したこと。学生の学習上の相談、基本資料・情報などの提供、サンسكريット仏教写本の利用に関する助言、参考文献表作成技術の支援、留学生のためのライティング・サポートなどを行うようにしたこと。
6. 教育的効果、学習効果が上がっている事例として、在学生の紀要や学会誌などへの論文投稿、学会発表の数が急増していること。
7. 近年、教職員全員による努力の結果が実りつつあり、入学者増加の傾向がみられ、定員充足率の改善が図られつつあること。
8. 地域住民へのキャンパスの開放、隣接小学校の連絡協議会への職員の貢献などによって地域交流の実が上がっていること。
9. 内部質保証に関して、より客観化と妥当性を高めるために、自己点検・評価委員会の委員に外部委員 2 名の増員を決定したこと。

一方、改善すべき点として指摘されたのは、

1. 留学生出身地域が東アジアに偏っているという現状があり、これを改善すべく欧米地域の学生に対して広報活動を充実させるべきこと。
2. 本学における教員の雇用について、教員間の年齢構成が高年齢に傾いている点は改善すべき点であり、また女性教員の雇用についても、現時点で実現できていないので努力を重ねなければならないこと。
3. 教員研究員の教育研究業績のデータベース化が未整備であること。これについてはフォーマットを用意して個々人に入力してもらうことにすれば、比較的容易に構築できると考えている。

であった。

以上のことが今回の自己点検・評価の作業によって指摘できた。次年度からは内部質保証システムに則って改善・改革の方策を立て、内部質の向上を図り、その質の保証に対して責任を負うことができるように努めたい。